資料１

（仮称）第１期犬山市こども計画

令和７（2025）年３月

犬山市

目　次

第1章　計画策定にあたって 1
１　計画の策定の目的 1
２　本計画の根拠法、位置づけ 2
３　国のこどもに関する動向 4
４　こども大綱の目指す姿 5
５　計画の期間 8
６　計画の策定手法と体制 8
７　ＳＤＧｓとの関連について 9
第2章　犬山市の子ども・子育てを取り巻く現状 11
１　データからみる本市の現状 11
２　子ども子育てに関するアンケート調査結果の概要 22
３　現状・課題のまとめと今後の方向性 30
第3章　計画の基本理念 33
１　計画の基本理念 33
２　基本的な視点・目指す姿 34
３　施策の体系 35
第4章　施策の展開 37
基本目標１　ライフステージを通した施策の推進 37
基本目標２　子育て当事者への支援 45
基本目標３　質の高い幼児教育・保育の提供 55
基本目標４　子育てと仕事が両立できる環境整備 63
基本目標５　配慮を必要とするこどもや家庭への支援 66
第5章　量の見込みと確保方策 83
１　量の見込みと確保の内容の設定にあたって 83
２　こどもの推計人口 88
３　幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保 89
４　地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保 97
第6章　計画の推進体制 117
１　計画の推進 117
２　計画の進行管理と評価 118

参考資料……121
1　犬山市子ども・子育て会議条例 …… 121
2　犬山市子ども・子育て会議委員名簿 …… 122
3　策定経過 …… 123
4　用語解説 …… 124

第１章
計画策定にあたって

第１章　計画策定にあたって

１ 計画の策定の目的

近年、我が国は急速に少子高齢化が進行していますが、高齢者を対象とした社会保障制度に比べて少子化対策は遅れをとっているのが現状です。若年層の非正規雇用の増加、育児とキャリアの両立の難しさ、転職率の高止まり傾向など、労働と子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあり、また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって、子育て世帯が地域で孤立してしまうことも懸念されています。

令和５年４月に、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行し、あわせて「こども家庭庁」が発足されました。同年 12 月には「こども大綱」が閣議決定されました。全ての子ども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すために、行政を始め、地域社会全体でこどもたちの成長を支援していくことが求められています。

また、同年 12 月に閣議決定された「こども未来戦略」では、「加速化プラン」として今後３年間における少子化対策への集中的な取組が位置付けられたほか、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園給付である「こども誰でも通園制度」が発足し、令和８年度からの本格的な施行開始に向けて準備が進められています。

このような背景の中、犬山市（以下、「本市」）では国や県の動向を踏まえ、令和２年度から令和６年度を計画期間とした「第２期犬山市子ども子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援に関する施策の推進に取り組んできました。

前計画が令和６年度をもって計画期間を満了することに伴い、社会情勢の変化や国の法制度の変更、本市の状況や前計画の進捗状況を踏まえるとともに、こどもの健やかな育ちと保護者の子育て、こども・若者に対する横断的な支援を社会全体で支援する環境の整備、近年社会問題化しているこどもの貧困対策、ヤングケアラー問題についても総合的に推進していくために、「こども大綱」や「こどもまんなか実行計画 2024」に基づき、新たに「（仮称）第１期犬山市こども計画（以下、「本計画」という）」を策定し、犬山の未来を担うこどもたちの健やかな育ちへの支援ができる環境の整備を目指します。

2 本計画の根拠法、位置づけ

(1)計画策定の根拠

「(仮称) 第１期犬山市こども計画」の策定にあたっては、こども基本法第 10 条において、「市町村は、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努める」、「こども計画」は、国の既存３大綱に基づく市町村計画である「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策に関する計画」、その他のこども施策に関する計画（「子ども・子育て支援事業計画」など）と一体的に作成することができる」とされています。

本市ではこども施策に関連する計画や、その他関連計画の要素を一体化させ、こども施策に関する総合計画として策定することで、市民にとって一層分かりやすい計画となるよう策定しました。

また、「こども大綱」では【こどもまんなか社会の実現】（～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～）を提唱していることから、本市においてもこども大綱を勘案した計画を策定し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。

■ こども計画と子育てに関連する計画との関係

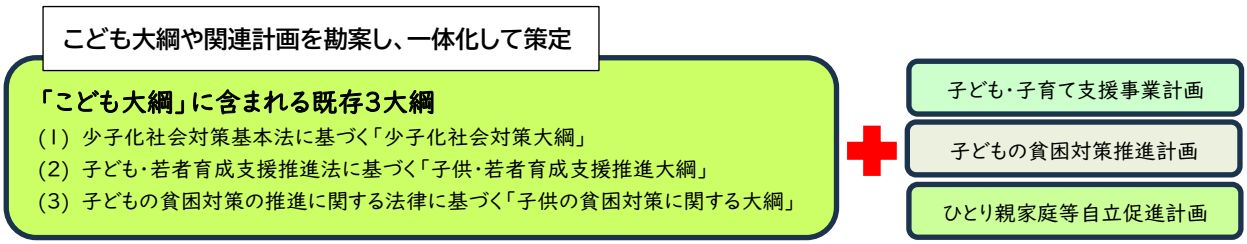

(2)関連計画との関係

「(仮称) 第１期犬山市こども計画」は、「第６次犬山市総合計画」を最上位計画とし、その方針に沿って策定するものです。

また、「第１次犬山市地域福祉計画」を福祉分野におけるマスタープランとして位置付け、障がいや健康分野、その他福祉の各分野における関連計画及び、愛知県の関連する計画との調和を図りながら計画を実施していきます。

■ 他計画との関係

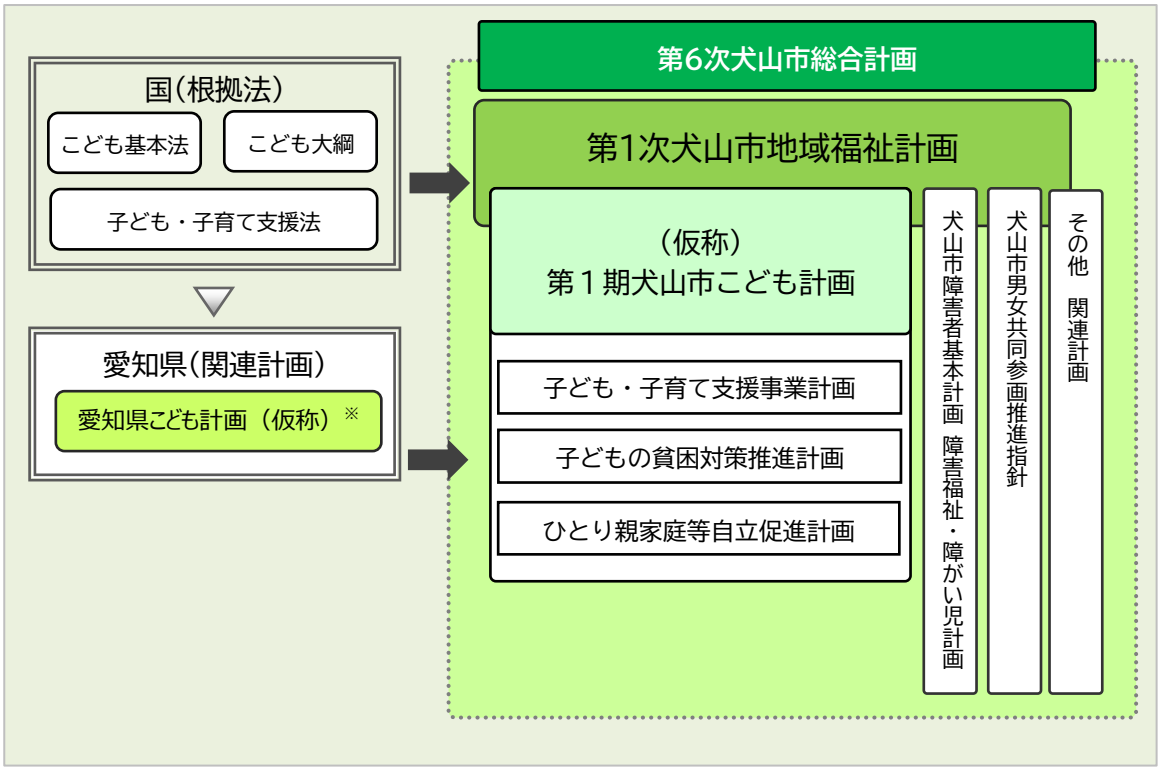

※県の計画については作成中であることから、県の計画が決定次第、名称を修正します

(3)こども･若者の定義

本計画は、すべてのこども、若者、妊婦及びその家族を対象とします。

なお、「こども」とは、「こども基本法」に定義されている心身の発達の過程にある者、「若者」は「子ども・若者育成支援推進法」に基づき 30 歳未満、一部施策については 40 歳未満を対象としますが、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで支えていくことを目指します。

3 国のこどもに関する動向

(1)出生数、合計特殊出生率 【「令和6年度版 こども白書」より抜粋】

令和４年の出生数は 77 万 759 人、統計を開始した明治 32 年以来、最少の数字となり、80 万人を割りました。第１次ベビーブーム期（昭和 22～昭和 24 年）には約 270 万人、第２次ベビーブーム期（昭和 46～昭和 49 年）には約 210 万人でしたが、その後減少を続け、こどもの数はピークの３分の１以下にまで減少しました。

合計特殊出生率の推移を見ると、第１次ベビーブーム期には 4.3 を超えていましたが、第２次ベビーブーム期には約 2.1 まで低下、平成１７年には 1.26 まで落ち込み、その後、平成 27 年には 1.45 まで回復したものの、令和４年には 1.26 となり過去最低に並びました。

(2)こどもの貧困 【厚生労働省 「令和4年 国民生活基礎調査」より】

令和３年度の貧困線※（等価可処分所得※の中央値の半分）は 127 万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は 15.4%（対平成 30 年 0.3 ポイント減）となっています。

「子どもがいる現役世帯」（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員についてみると、10.6%（対平成 30 年 2.5 ポイント減）となっています。

貧困線：経済協力開発機構（OECD）が作成した基準で、「国民の等価可処分所得（世帯全体の可処分所得※を世帯人員の平方根で割って調整した数値）の中央値の半分の額」のことを指す。令和3年度の調査では、中央値は254万円となっている

等価可処分所得：世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割って調整した所得のこと。所得のない子ども等も含め、すべての世帯員に割り当てられる

可処分所得：所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたもの。「所得」はいわゆる税込みで、「可処分所得」は手取り収入に相当する

４ こども大綱の目指す姿

(1)こども施策に関する基本的な方針

こども大綱には、「日本国憲法」、「こども基本法」及び「こどもの権利条約」の精神に則り、以下の６本の柱を基本的な方針としていることから、本計画においても、こども施策に関する基本的な方針として位置付けます。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(2)ライフステージを通したこども施策の推進

こども大綱では「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ことを方針に掲げていることから、こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが求められます。

・こども・若者が権利の主体であるという認識の社会全体での共有等

・多様な遊びや体験、活躍の機会づくり

・こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

・こどもの貧困対策

・障害児支援・医療的ケア児等への支援

・児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

・こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

(3)ライフステージ別、子育て当事者への支援に関する重要事項

施策を進めるにあたっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが重要です。

①ライフステージ別の重要事項

【こどもの誕生前から幼児期まで】

・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

【学童期・思春期】

・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

・こども・若者の視点に立った居場所づくり

・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

・いじめ防止

・不登校のこどもへの支援

・こどもや保護者などからの意見を参考とする校則の見直し

・体罰や不適切な指導の防止

・高校中退の予防、高校中退後の支援

【青年期】

・高等教育の修学支援、高等教育の充実

・就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

②子育て当事者への支援に関する重要事項

【子育てや教育に関する経済的負担の軽減】

・特に高等教育について、更なる支援拡充の検討（授業料等減免、奨学金制度の充実、授業料後払い制度の本格導入など）

・基礎的な経済支援としての児童手当の位置付けの明確化、拡充

・医療費等の負担軽減

【地域子育て支援、家庭教育支援】

・オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供

・体罰によらない子育てに関する啓発

・一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進

・訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及

【共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大】

・育児休業制度の強化

・長時間労働の是正や働き方改革の促進

・男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の充実

・男性の育児休業が当たり前になる社会の実現

【ひとり親家庭への支援】

・児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等の適切な実施

・こどもに届く生活・学習支援の推進

・プッシュ型による相談支援やワンストップで必要な支援につなげる相談支援体制の強化

・安全・安心な親子の交流の推進

・養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和７年度から令和 11 年度までの５年間とし、令和９年度に中間評価・見直しを行います。

■ 計画期間

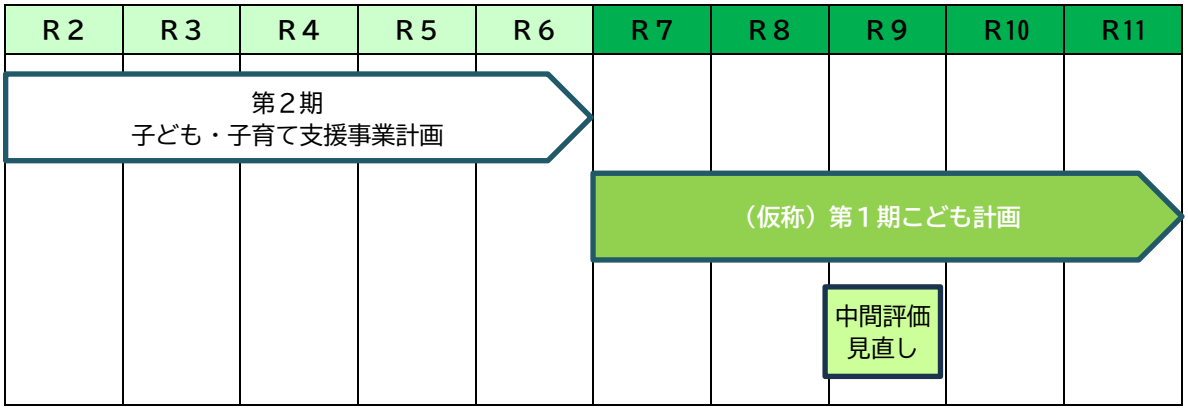

6 計画の策定手法と体制

こどもの保護者向けのアンケート調査結果（子ども・子育てに関するアンケート：未就学児童保護者と小学生保護者対象）、ヤングケアラー調査結果、その他関連計画で実施した調査結果（主に若者向け）、タウンミーティング、第２期犬山市子ども・子育て支援事業計画の振り返り、パブリックコメントを実施し、計画を定めていきます。

また、学識経験者、保護者代表、福祉・保健・医療・教育従事者、園事業者、市議会議員、商工会議所等で構成する「犬山市子ども・子育て会議」において、審議・検討を行い、計画案を策定していきます。

7 SDGsとの関連について

平成 27（2015）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、令和 12（2030）年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：ＳＤＧｓ）」が掲げられ、17 の目標が設定されています。

本計画においても、ＳＤＧｓのゴールの達成に向け、推進していきます。

■ SDGs17 の国際目標

■ 本計画と関連性の高い目標

目標1 貧困をなくそう

目標8 生きがいも経済成長も

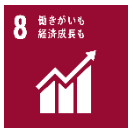

目標3 すべての人に健康と福祉を

目標 10 人や国の不平等をなくそう

目標4 質の高い教育をみんなに

目標 11 住み続けられるまちづくりを

目標5 ジェンダー平等を実現しよう

目標 16 平和と公正をすべての人に

第２章
犬山市の子ども・子育てを取り巻く現状

第２章　犬山市の子ども・子育てを取り巻く現状

１ データからみる本市の現状

(1)人口･世帯の状況

①総人口・年齢３区分別人口の推移

人口は平成２年を以降年々減少しており令和６年は71,392人となっています。

年齢３区分別でみると、年少人口（０～14歳）では令和２年では8,944人でしたが、令和６年では1,158人減の7,786人、生産年齢人口（15～64歳）では令和２年では43,125人でしたが、令和６年では678人減の42,447人となっています。

また、将来推計をみると、令和11年に向けて人口は減少する見込みとなっています。

■ 総人口･年齢3区分別人口の推移･推計

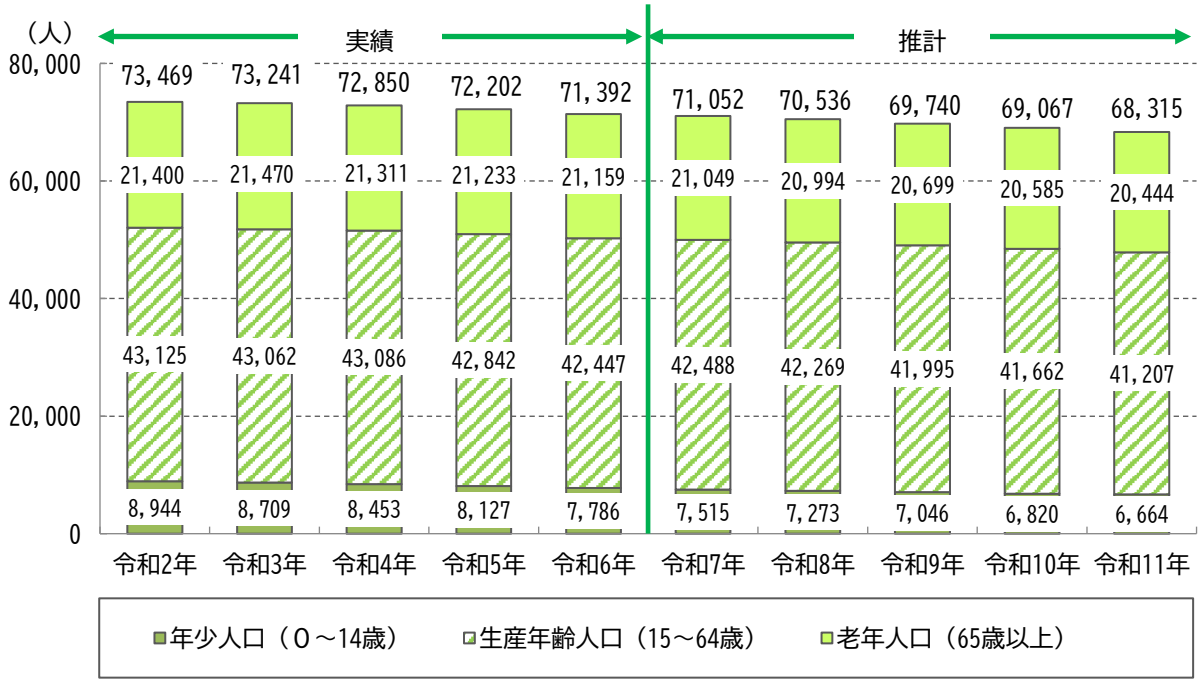

資料：令和２年～令和６年　住民基本台帳（各年９月 30 日時点）
令和７年～令和 11 年　コーホート変化率法より算出

※本来であれば、第6次犬山市総合計画にて算出された推計人口を使用するところですが、5年ごとの数値しか算出されていません。そのため、令和２年から令和６年の各年９月30日時点の住民基本台帳の数値を基に、令和７年（2025 年）の総人口の推計値に最も近い変化率を採用し、値を算出して掲載しています

②年齢３区分別人口割合の推移

年齢３区分別の人口割合の推移をみると、年少人口（０～14歳）の総人口に占める割合は令和２年では12.2%でしたが、令和６年では1.3ポイント減の10.9%となっております。今後、令和11年度に向けて減少していく傾向にあります。

■ 年齢3区分別人口割合の推移･推計

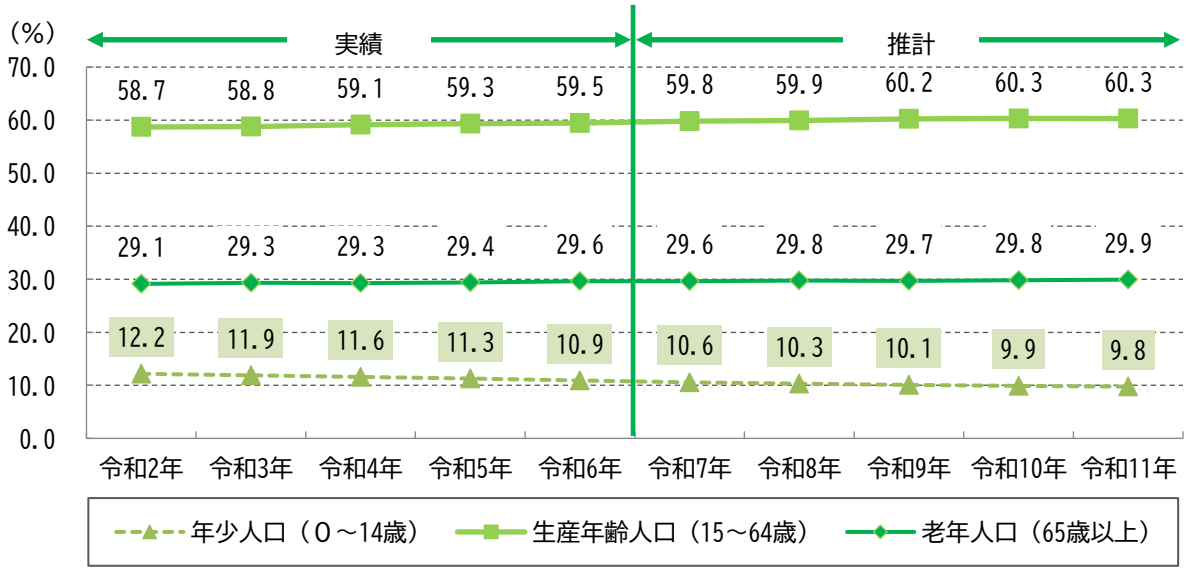

資料：令和２年～令和６年　住民基本台帳（各年９月 30 日時点）
令和７年～令和 11 年　コーホート変化率法より算出

③人口ピラミッド

令和６年９月30日現在の人口を年齢５歳階級別の人口ピラミッドでみると、男性、女性ともには50～54歳の人口が多くなっています。

■ 人口ピラミッド

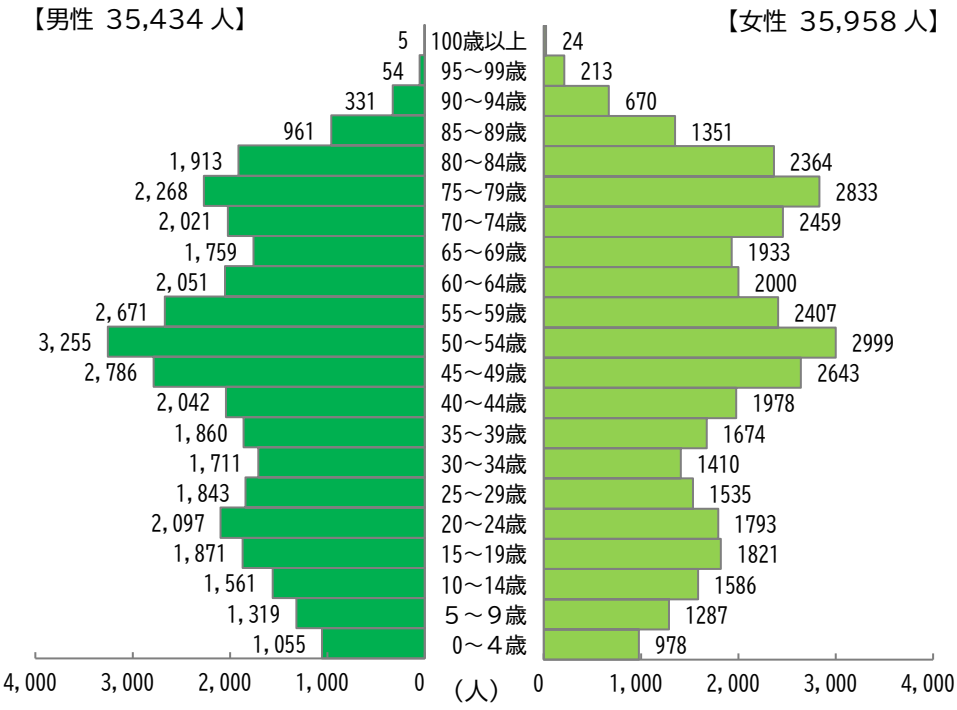

資料：住民基本台帳（令和６年９月 30 日時点）

④外国人市民人口の推移

外国人市民人口の推移をみると、増加傾向にあり、令和６年では2,776人となっています。年少人口（０～14歳）は令和２年では230人でしたが、令和６年では39人増の269人となっています。

■ 外国人市民人口の推移

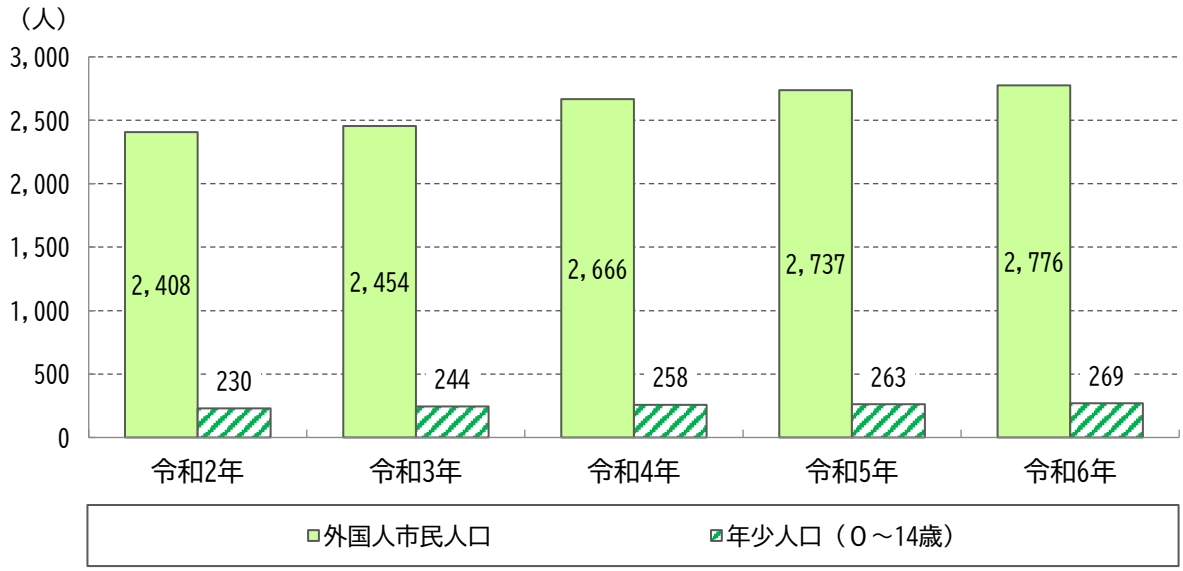

資料：住民基本台帳（各年９月 30 日時点）

⑤世帯数の推移

世帯数及び１世帯当たり人口の推移をみると、横ばいに推移しています。

■ 世帯数及び1世帯あたり人員数の推移

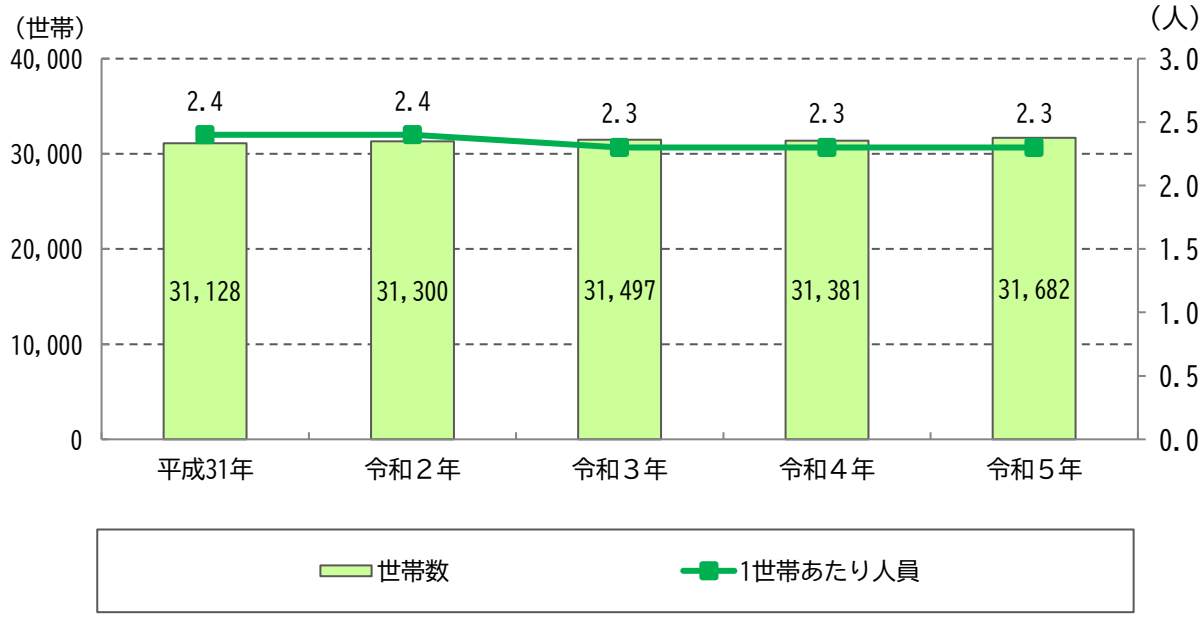

資料：犬山市の統計（令和５年）

⑥18 歳未満のいる世帯割合の推移

18歳未満のいる世帯割合の推移をみると、世帯数は減少傾向ですが、核家族世帯の割合は年を追うごとに増加しています。また、単独世帯の割合も微増しています。

■ 18 歳未満のいる世帯割合の推移

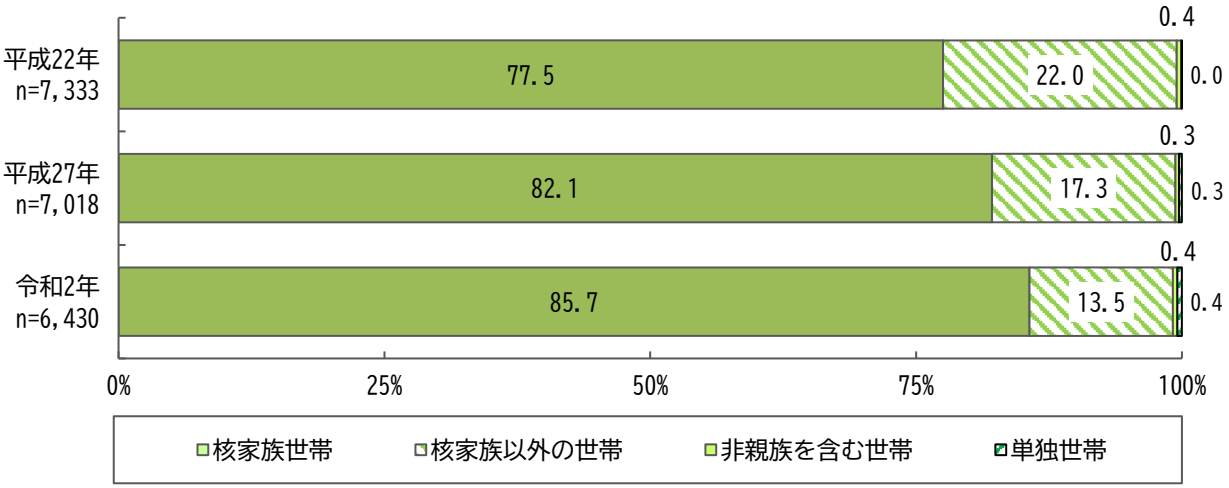

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

⑦ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）の推移

ひとり親世帯数の推移をみると、母子、父子ともに増減を繰り返しながら推移しています。

■ ひとり親世帯数の推移

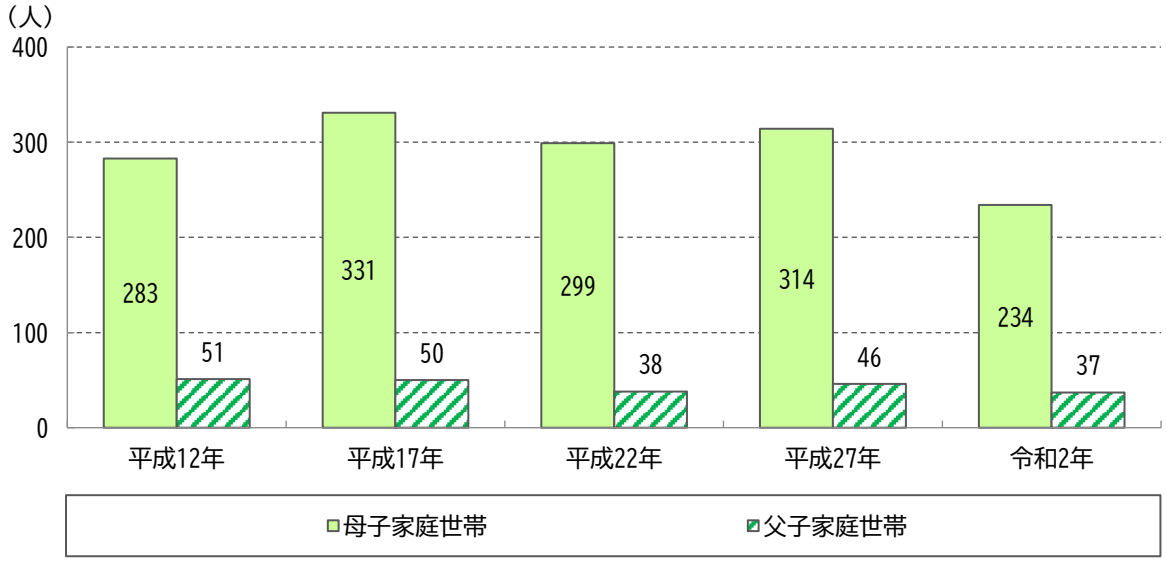

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

（２）年少人口の推移と推計

年少人口の推移をみると、令和２年では 8,944 人となっており、以降年々減少していき、令和 11 年では 2,280 人減の 6,664 人となる見込みです。

■ 年少人口の推移･推計

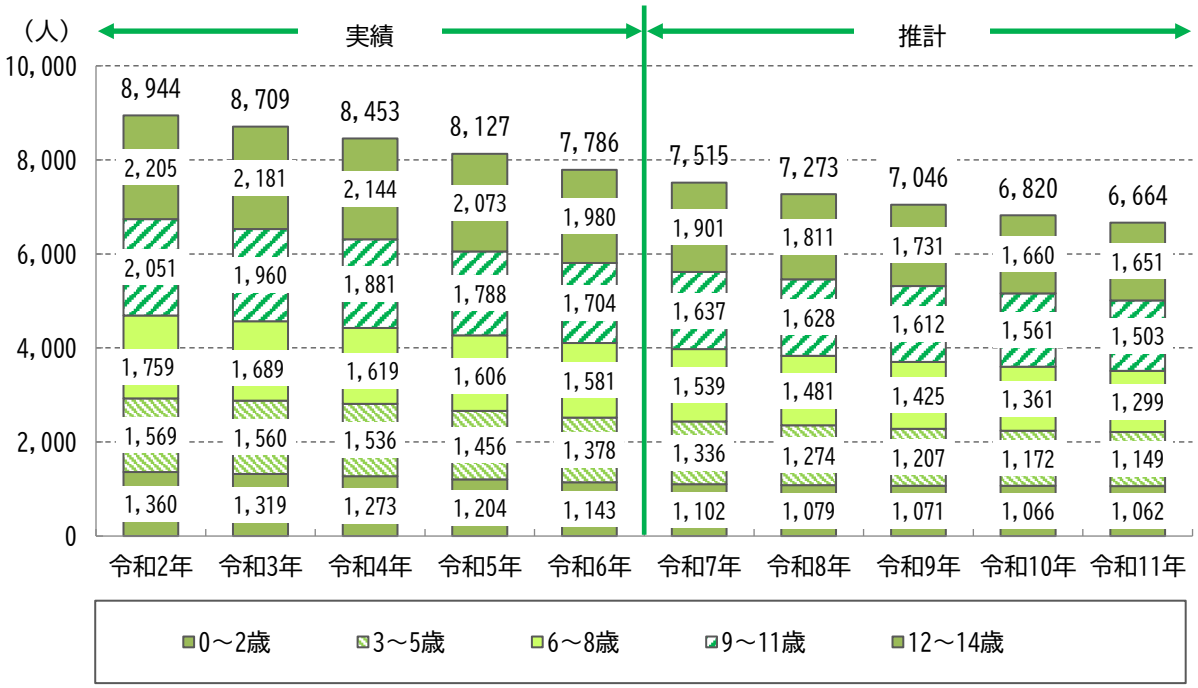

資料：令和２年～令和６年　住民基本台帳（各年９月 30 日現在）
令和７年～令和 11 年　コーホート変化率法より算出

(3)出生数･出生率の推移

出生数の推移をみると、平成 31 年以降減少しており、それにともない出生率も低下しています。令和５年の出生率を国、愛知県と比較すると、低い値となっています。

■ 出生数･出生率の推移

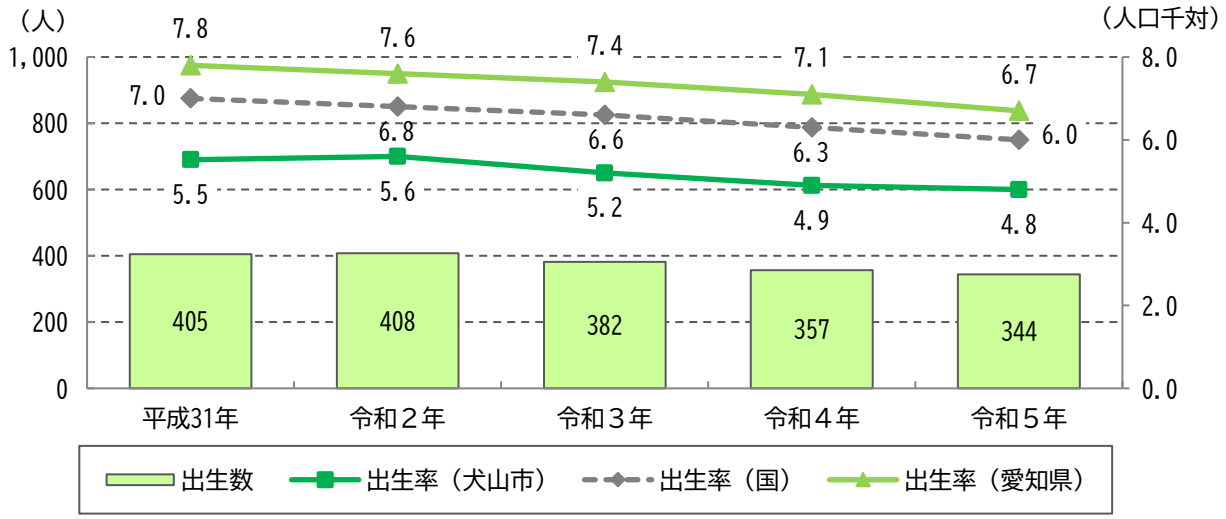

資料：愛知県人口動態統計（各年 10 月１日現在）
※犬山市の出生率は、「出生数/総人口*1000」にて試算

(4)婚姻･離婚の状況

婚姻件数・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は令和４年以降減少しています。離婚件数は増減を繰り返しながら推移しています。

■ 婚姻･離婚件数の推移

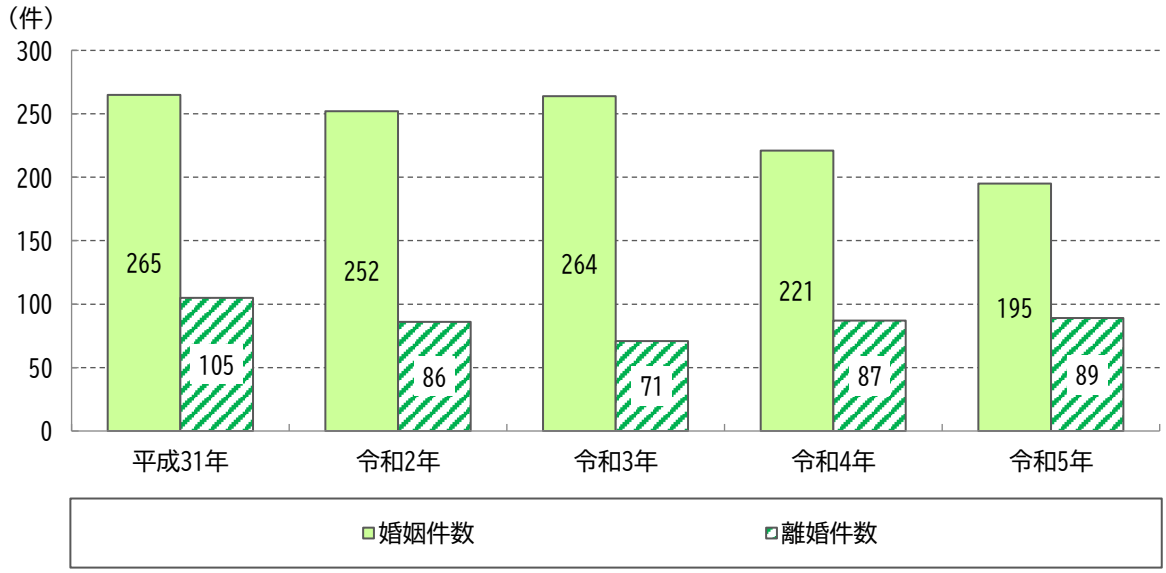

資料：愛知県人口動態統計（各年 10 月１日現在）

(5)女性の就労状況

①年齢別労働力率※の推移

女性の年齢別労働力率をみると、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」については、平成27年調査と令和２年調査を比較すると、M字カーブの底（平成27年：30～34歳、令和２年：35～39歳）が年々上がってきています。

M字カーブの底が高くなった要因として、結婚、出産後にも就労する女性が増えてきていると考えられます。また、年齢に関わらず女性の労働率が高まっています。

■ 女性の年齢別労働力率の推移（経年比較）

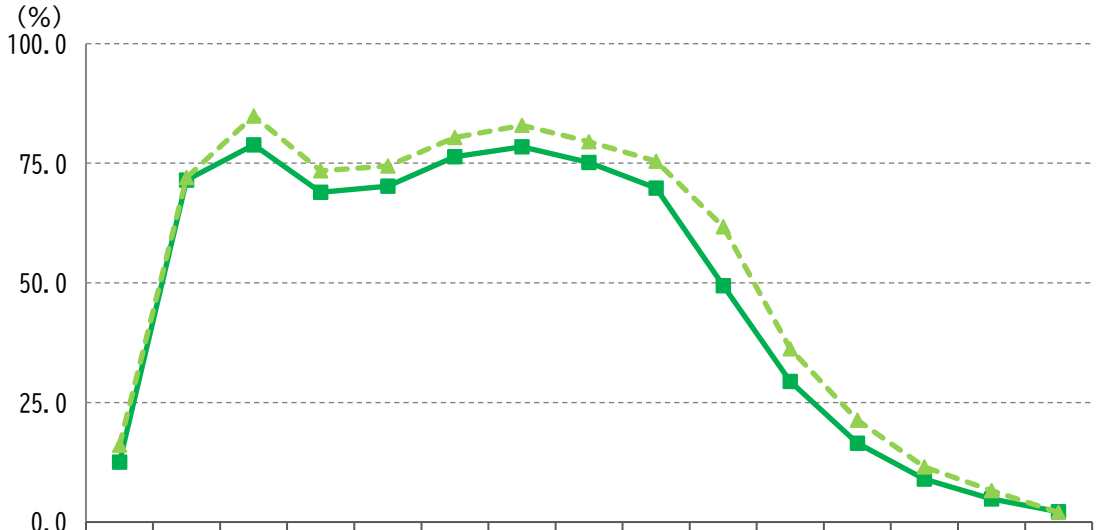

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
平成27年	12.5	71.5	78.9	68.9	70.2	76.4	78.4	75.2	69.8	49.4	29.4	16.4	8.9	4.8	2.2
令和２年	16.1	72.0	84.9	73.4	74.4	80.4	82.9	79.5	75.4	61.7	36.2	21.3	11.5	6.6	2.0

資料：国勢調査

※労働力率：就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が 15 歳以上の人口に占める割合のこと。完全失業者とは、働く能力と意思を持ち、しかも本人が現に求職活動をしているにも関わらず、就業の機会が社会的に与えられていない者を指す

②全国、愛知県、犬山市の年齢別労働力率の比較

令和２年の結果を愛知県、全国と比較すると、45～49歳では全国、愛知県を上回っています。

■ 女性の年齢別労働力率の比較（全国･愛知県･犬山市）

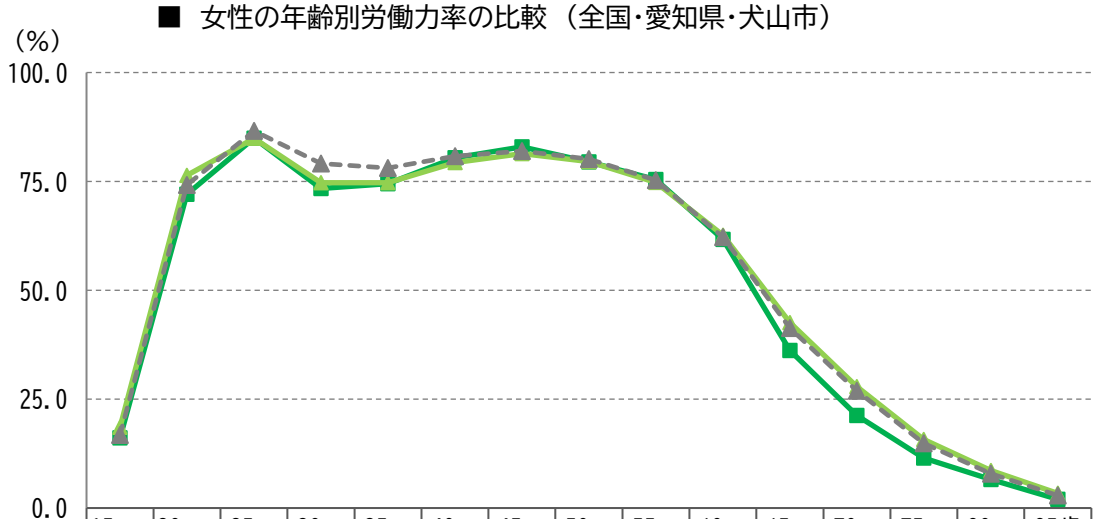

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
犬山市	16.1	72.0	84.9	73.4	74.4	80.4	82.9	79.5	75.4	61.7	36.2	21.3	11.5	6.6	2.0
愛知県	18.5	76.4	84.9	74.7	74.7	79.3	81.4	79.6	74.8	62.6	42.6	27.9	15.7	8.6	3.4
国	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	41.3	26.9	14.9	7.8	2.9

資料：国勢調査（令和２年 10 月１日時点）

③未婚、既婚※別の年齢別労働力率の比較

令和２年の結果を未婚、既婚と比較すると、20代・30代では未婚の労働力率が高くなっていますが、45歳頃から未婚、既婚と同じ割合になる傾向となっています。

■ 女性の年齢別労働力率の比較（未婚･既婚）

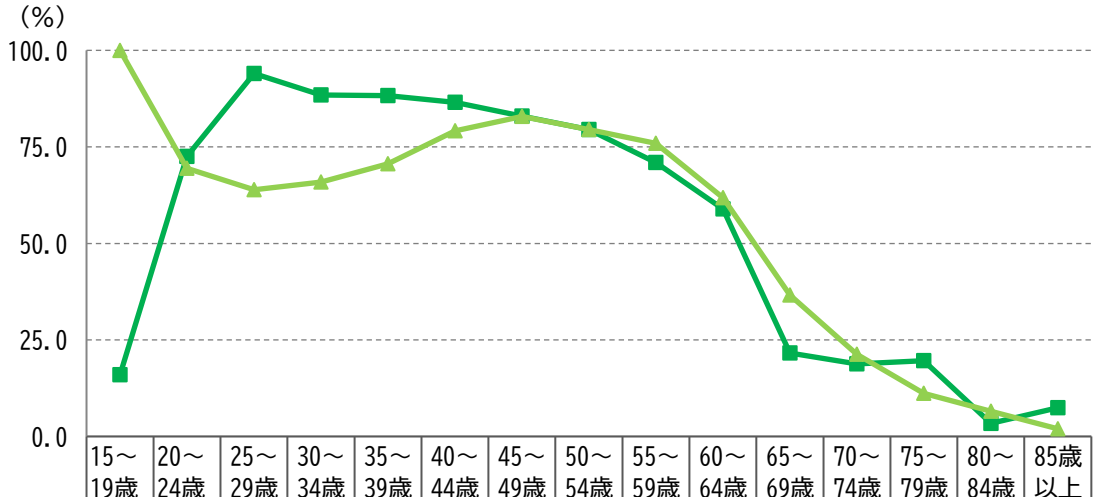

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
未婚	16.0	72.5	94.0	88.4	88.3	86.5	83.0	79.5	70.9	58.9	21.6	18.8	19.6	3.4	7.4
既婚	100.0	69.5	63.9	65.9	70.6	79.2	82.9	79.5	75.9	61.8	36.6	21.3	11.2	6.6	2.0

資料：国勢調査（令和２年 10 月１日時点）

※既婚には「有配偶」「死別」「離別」を含んでいます（厚生労働省より）

(6)児童虐待相談件数の状況

児童虐待相談件数をみると、令和元年度以降は微増傾向が継続しています。

■ 児童虐待相談件数の推移

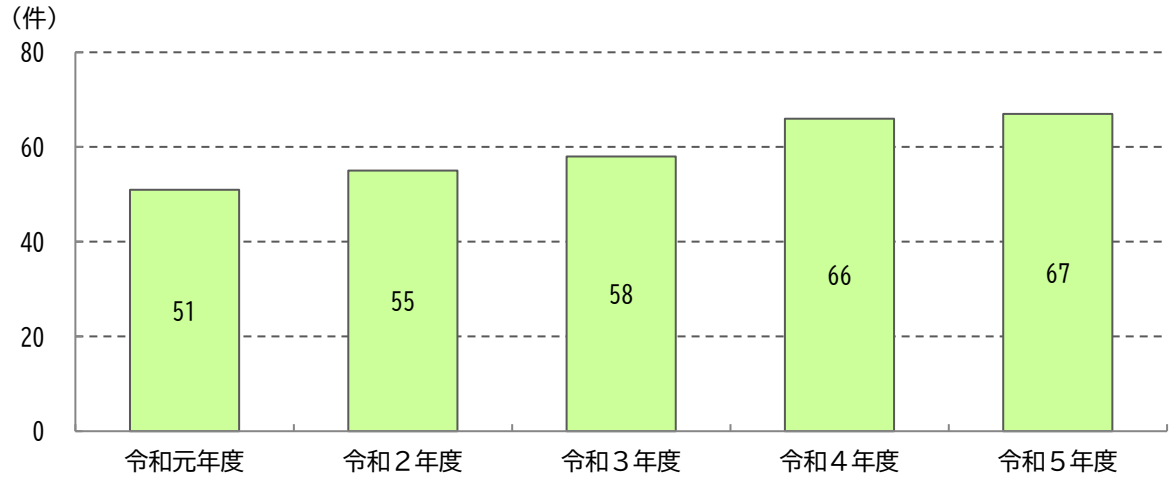

資料：子育て支援課

(7)特別な支援を必要とする児童の状況

児童発達支援事業※の利用状況をみると、利用者は増加が続いており、令和５年度では2,720 人となっています。

令和元年度と比較すると 1,044 人増となっています。

■ 児童発達支援事業の利用状況(延べ人数)

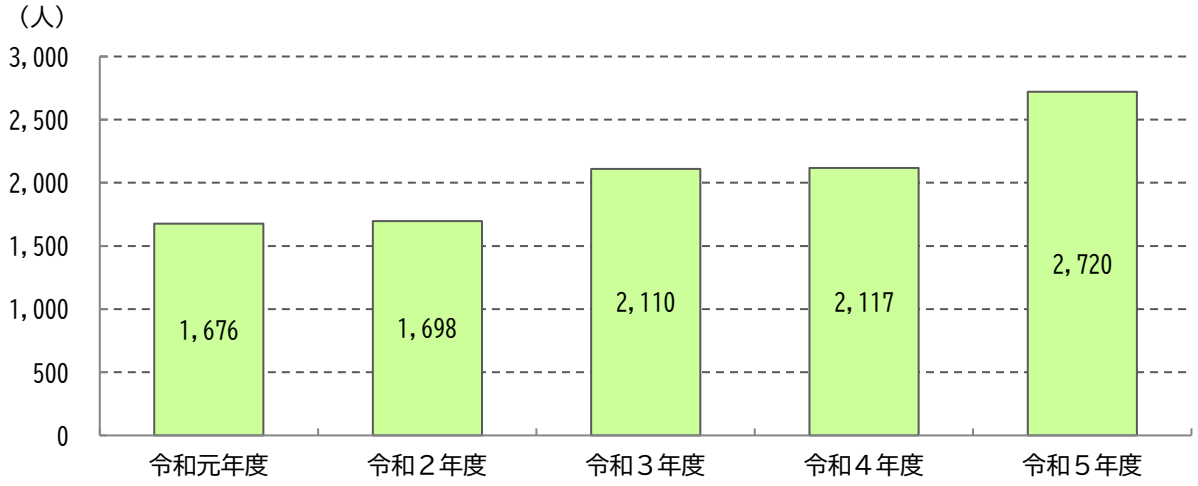

資料：障害者支援課

※児童発達支援事業：児童福祉法に基づくサービスの一つ。2012 年の児童福祉法改正により、これまでの障害種別による4種類の通園事業が一元化することによって制度化され、障害のある子どもが住んでいる地域で療育や支援を受けやすくするために設けられた事業

(8)ひとり親家庭の推移

手当受給者の推移をみると、市遺児手当受給者数、児童扶養手当受給者数ともに減少傾向にあります。

■ 手当受給者数の推移

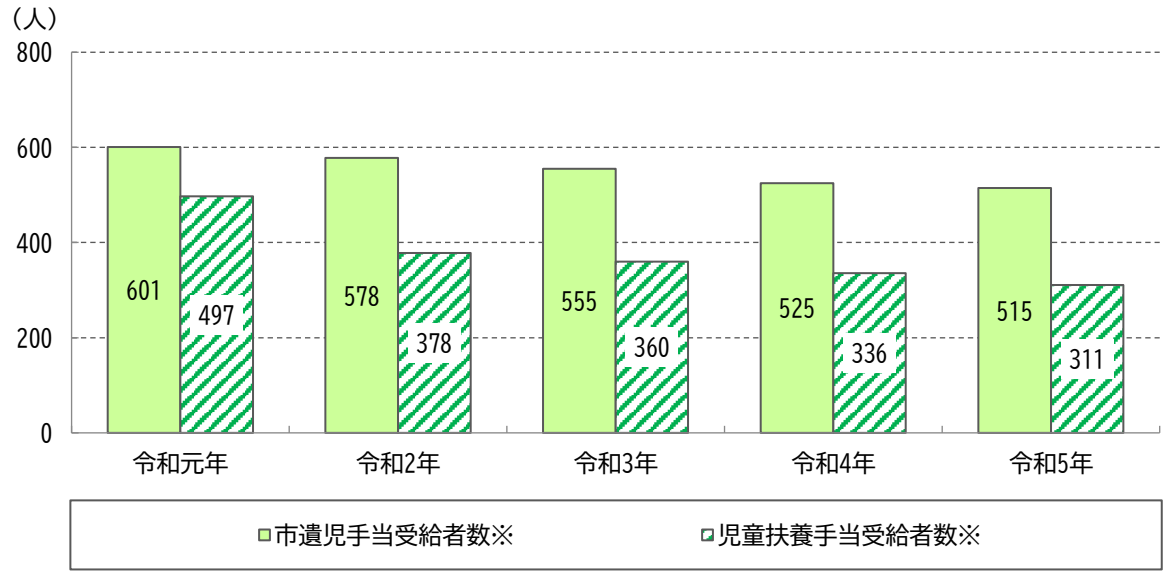

資料：子育て支援課

(9)母子家庭等自立支援相談実績

母子家庭等自立支援相談の実績件数の推移をみると、令和元年度以降減少傾向にありましたが、令和５年に微増しています。

■ 母子家庭等自立支援相談の実績

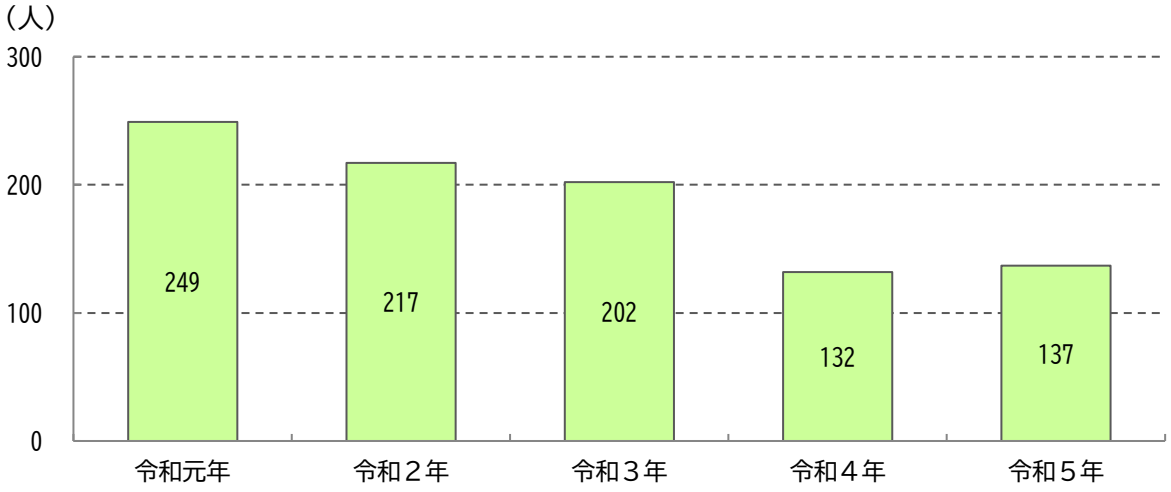

資料：子育て支援課

※市遺児手当：ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全育成を目的として支給する手当。(市制度)

※児童扶養手当：ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全育成を目的として支給する手当。(国制度)

(10)現在の暮らし向き

現在の暮らし向きの状況をみると、苦しいと回答した割合（「大変苦しい」+「やや苦しい」）は、就学前児童保護者で 37.4%、小学生保護者で 33.0%となっています。

■ 現在の暮らし向き（子ども子育てに関するアンケート調査結果）

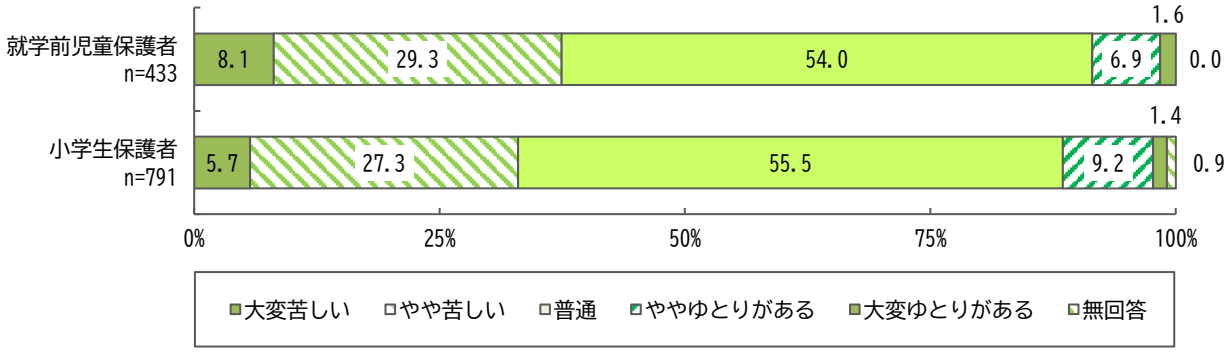

■ 現在の暮らし向き 参考比較（平成 28 年度 愛知県こども調査、犬山市こども調査）

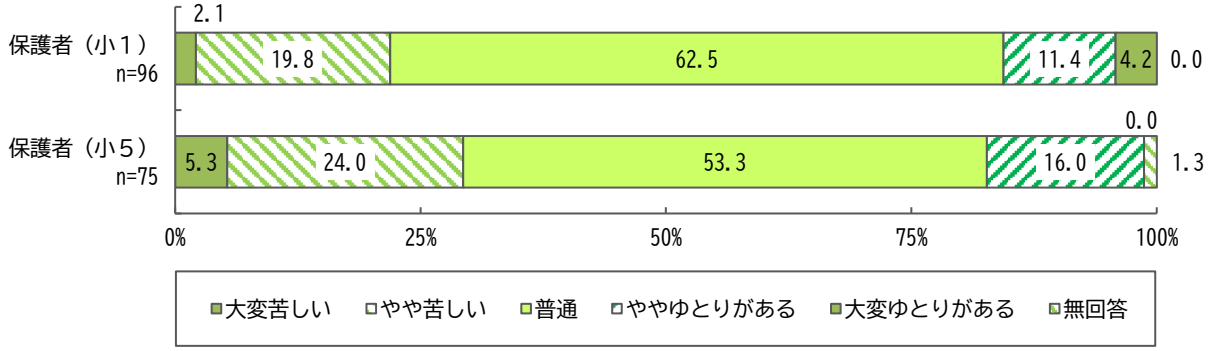

2 子ども子育てに関するアンケート調査結果の概要

(1)調査概要

■ 犬山市子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査 概要

調査対象者	①犬山市に在住の就学前児童の保護者　840 人 ②犬山市に在住の小学生児童の保護者　909 人
調査期間	①②令和５年 12 月 12 日～令和５年 12 月 22 日
配布、回収方法	①郵送配布、郵送回収　Ｗｅｂ回答 ②学校配布、学校回収
調査票の配布、回収数	（就学前児童）配布数：　840 件　　回収数：433 件（回収率 51.5%） （小　学　生）配布数：　909 件　　回収数：791 件（回収率 87.0%）

(2)結果からみた現状と課題

結果１　母親の就労率（育休等を含む）は就学前児童保護者で 69.4%、小学生保護者で 79.9%

母親の就労状況（産休、育休、介護休業を取得中の方も含む）をみると、就学前児童保護者が69.4%、小学生保護者が79.9%となり、そのうち産休、育休、介護休業中の方は、就学前児童で14.5%、小学生で1.9%となっています。

前回調査（2018年調査）と比較すると、就労している母親の割合は、就学前児童で4.2ポイント、小学生で3.6ポイント高くなっています。

■ 就学前児童保護者　母親の就労状況(経年比較)

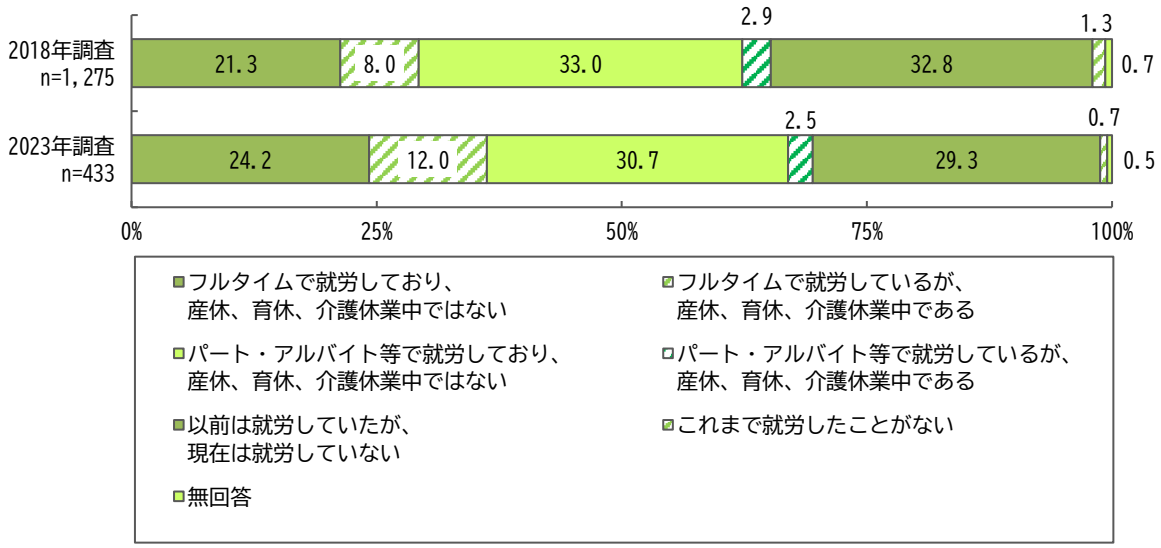

■ 小学生保護者　母親の就労状況（経年比較）

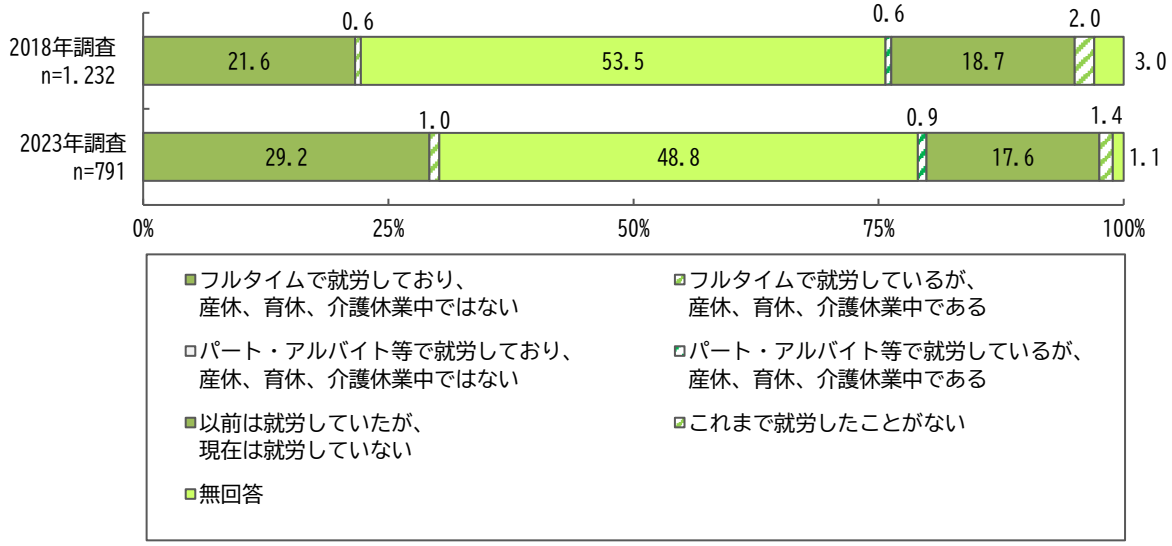

就労する母親が増加していくことを想定し、定期的な教育、保育事業について、朝早く夜遅い時間の事業体制を整えるとともに、週６日以上働く母親に対して対応できるよう、土日、祝日の事業体制の充実化を検討していく必要があります。

結果２　平日の定期的な教育・保育事業は、利用希望が利用実態を上回っている

就学児前児童保護者の平日の定期的な教育･保育等を「利用している」家庭は72.5%、「利用していない」家庭は27.5%となっています。

実際に利用中の定期的な幼児教育・保育事業は、「保育所（子ども未来園・保育園）」が59.2%、「幼稚園」が32.5%、「幼稚園の預かり保育」が8.9%、「認定こども園」が2.2%となっています。

一方、保護者が希望する事業は「保育所（子ども未来園・保育園）」が59.6%、「幼稚園」が43.4%、「認定こども園」が15.2%となっています。

平日の定期的な教育・保育事業に関して、実際の利用と希望の乖離が大きい事業は、「認定こども園」が13.0ポイント「幼稚園」が10.9ポイント、いずれも希望の割合が高くなっています。

■　定期的な教育･保育事業の利用状況

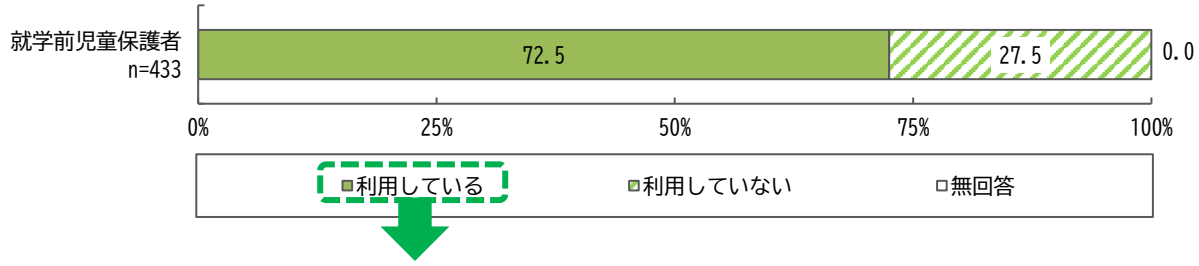

■　定期的な教育・保育事業の利用状況

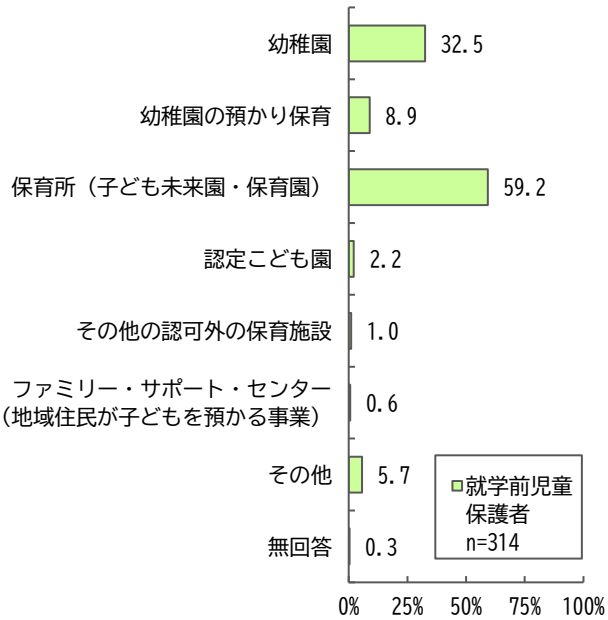

■　希望する定期的な教育・保育事業

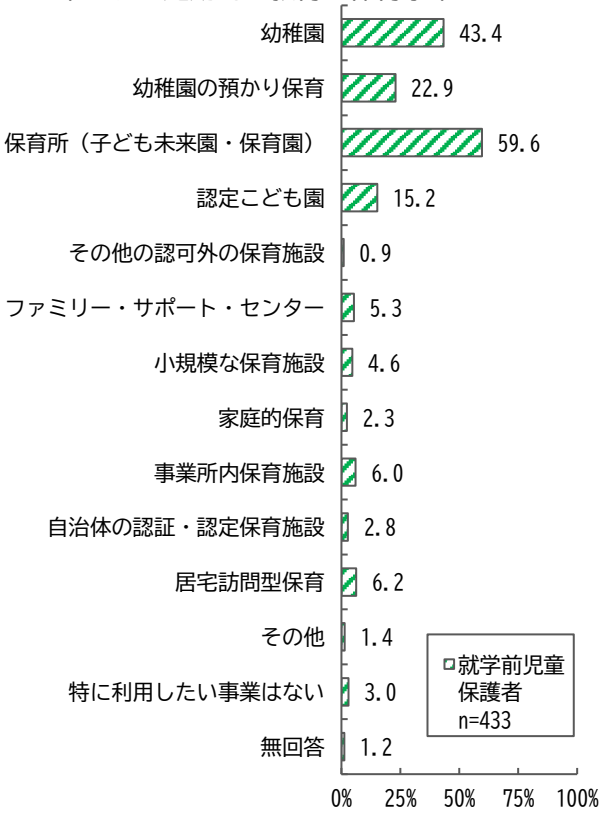

一律的な支援だけでなく、多様な利用者ニーズに応じた事業運営を検討するとともに、平日の定期的な教育・保育事業において各事業量の精査をする必要があります。

結果３　病気やケガで幼児園・小学校等を利用できなかった場合の対処方法は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに母親が休んだ割合が最も高い

病気やケガで幼児園・小学校等を利用できなかった場合の対処方法は、就学前児童保護者・小学生保護者いずれも「母親が休んだ」（就学前78.2%・小学校72.1%）が最も高く、「父親が休んだ」（就学前37.7%・小学生18.7%）、「親族・知人に子どもとみてもらった」（就学前29.6%・小学生18.8%）、「父親または母親のうち就労してない方が子どもをみた」（就学前20.6%・小学生19.9%）となっています。

父親、母親が休んで対処した方の病児・病後児保育施設の利用意向をみると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が就学前児童保護者では４割、小学生保護者では１割となっています。

■　この1年間の対処方法（経年比較）

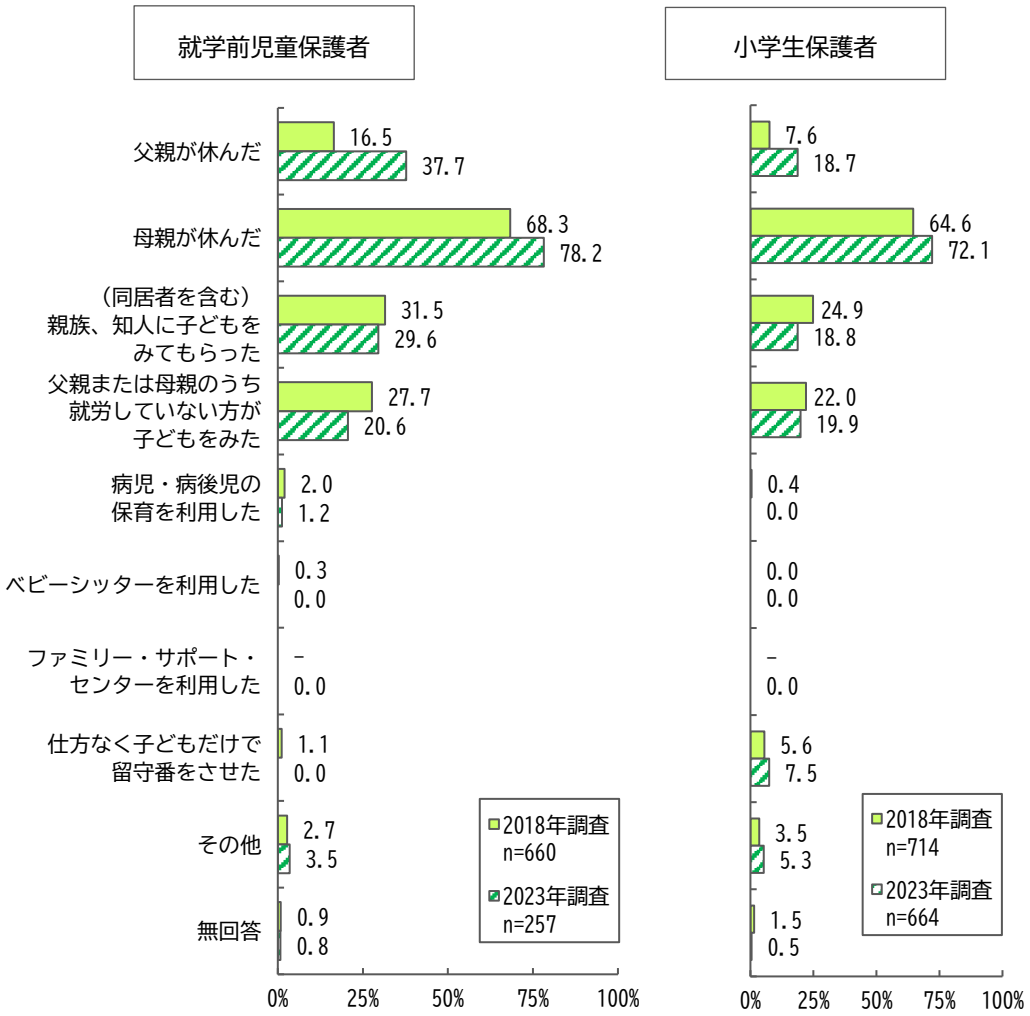

※「病児・病後児の保育を利用した」は 2018 年調査の「病児のためのサービスを利用した」と「病後児のためのサービスを利用した」をあわせた数値

※「ファミリー・サポート・センター」は 2018 年調査には、選択肢がありません

■ 就学前児童保護者　父親、母親が休んで対処した方の病児・病後児保育施設の利用意向

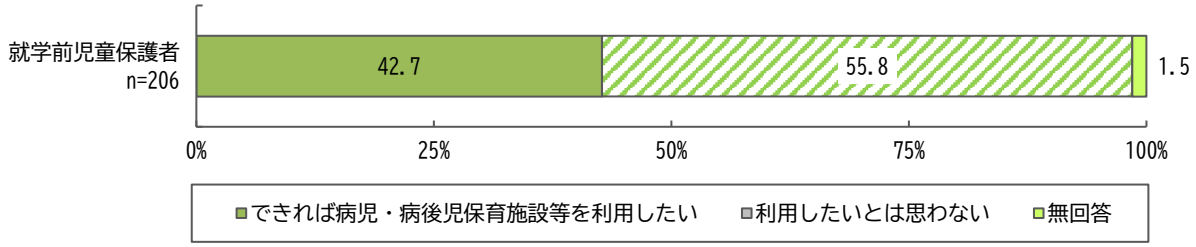

■ 小学生保護者　父親、母親が休んで対処した方の病児・病後児保育施設の利用意向

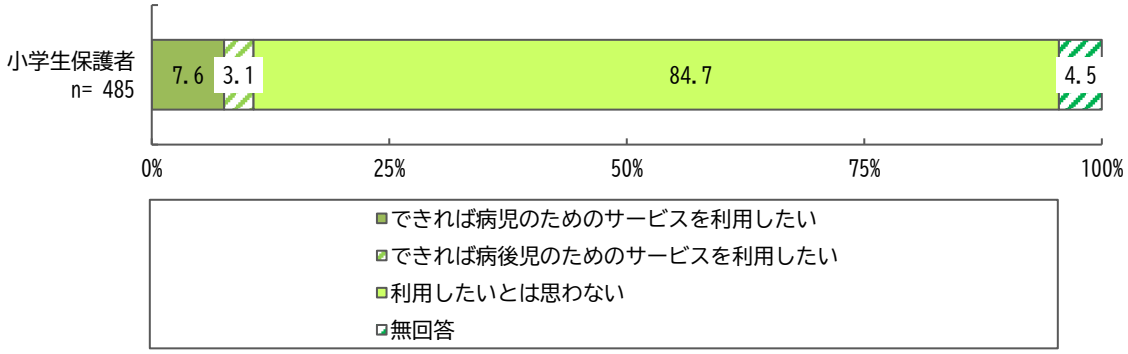

病気やケガをしたこどもを看るのは母親の役目であるという役割意識の定着がうかがわれます。しかし、2018年調査結果と比較すると、父親が休んだ割合が高くなっていることから、父親が休暇を取得しやすい職場環境づくりが徐々に始まっていると推察されます。さらに父親の育児参加の促進やワーク・ライフ・バランスの推進など、父親の育児参加を促すための対策を進めていく必要があります。

結果４　就学前児童保護者の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望は、低学年時の27.5%から高学年時 16.9%と減少。小学生の放課後過ごす場所は平日・土曜日・日曜日いずれも自宅が８割となっている

小学校就学後の放課後の過ごし方について、就学前児童（５歳以上）の保護者の「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用希望をみると、小学校低学年のうちは27.5%となっていますが、高学年になると16.9%と減少しています。

小学生の放課後の過ごし方をみると、平日、土曜日・日曜日いずれも「自宅」（平日83.4%、土曜日・日曜日88.4%）が最も高くなっています。

■ 就学前児童　放課後の過ごし方の希望

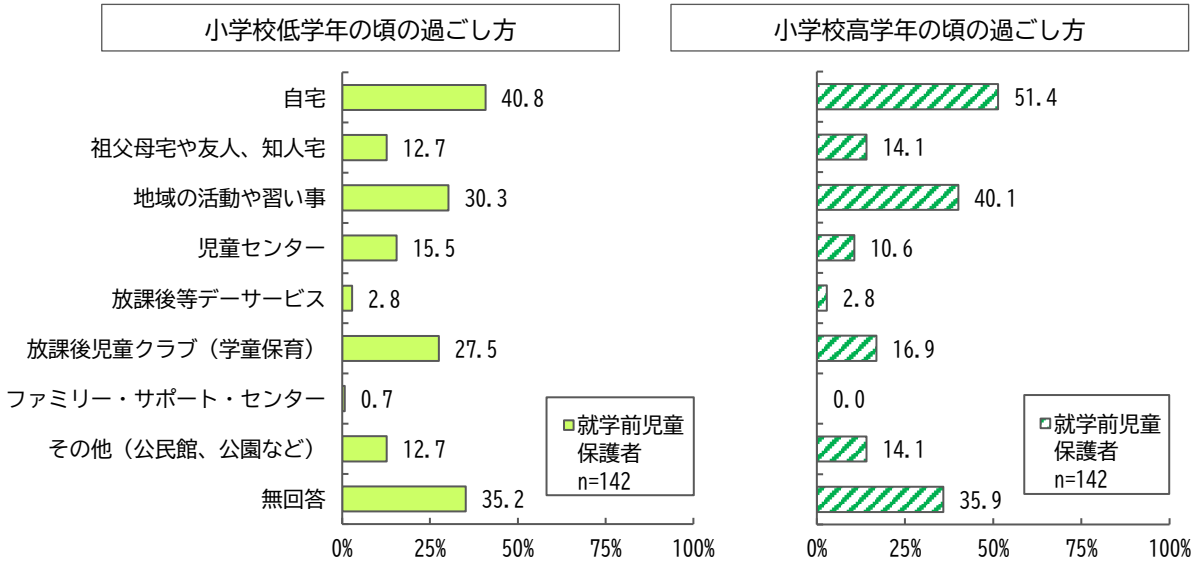

※「小学校低学年」は1～3年生、「小学校高学年」は4～6年生です。

■ 小学生保護者　放課後過ごしている場所

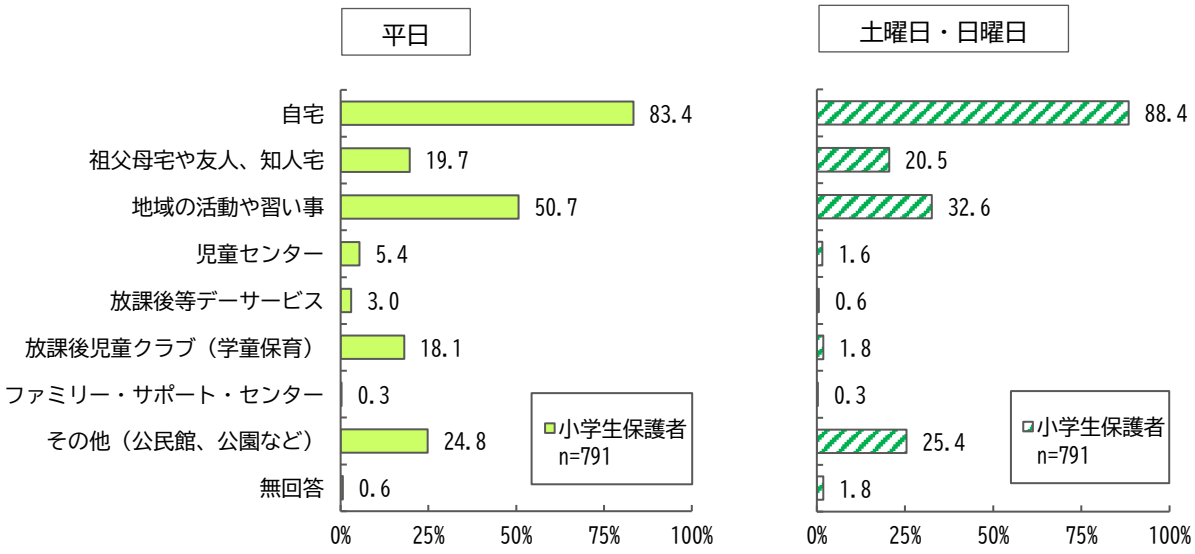

こどもの放課後の安全な過ごし方として一定の役割を担っている放課後児童クラブについては、今後もこどもの成長に繋がる事業として、保護者のニーズの反映、運営のあり方も含め、事業内容の改善や環境、運営の整備をさらに充実していくことが求められます。

結果５　地域の行事や園・学校の行事への参加（「よく参加している」＋「時々参加している」）割合は高いが、まったく参加していない割合は就学前児童保護者で高い

地域の行事等に参加している割合（「よく参加している」＋「時々参加している」）は就学前児童保護者で49.6%、小学生保護者で68.4%となっています。

また、お子さんが通う園や学校の行事に参加している割合（「よく参加している」＋「時々参加している」）は、就学前児童保護者で71.6%、小学生保護者で94.9%となっています。

一方で、地域の行事等にまったく参加していない割合は、就学前児童保護者で19.4%、小学生保護者で8.3%、園や学校の行事にまったく参加していない割合は、就学前児童保護者で15.2%、小学生保護者で0.3%となっています。

■　地域の行事等に参加しているか

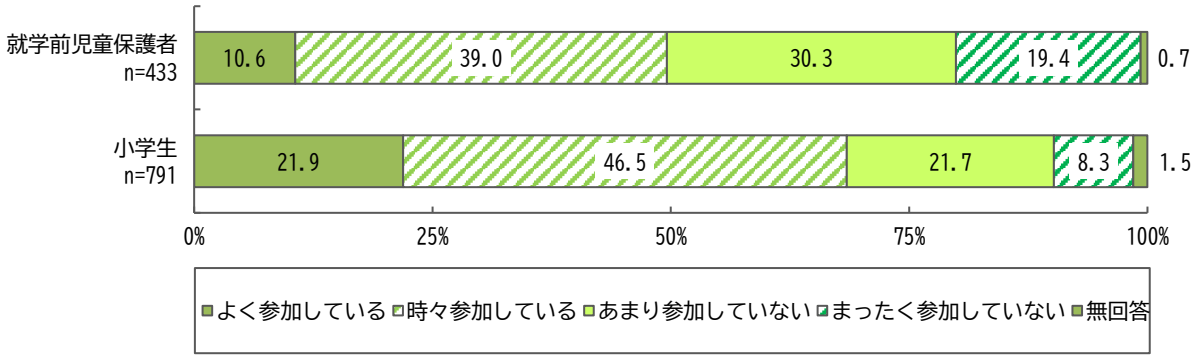

■　お子さんが通う園や学校の行事に参加しているか

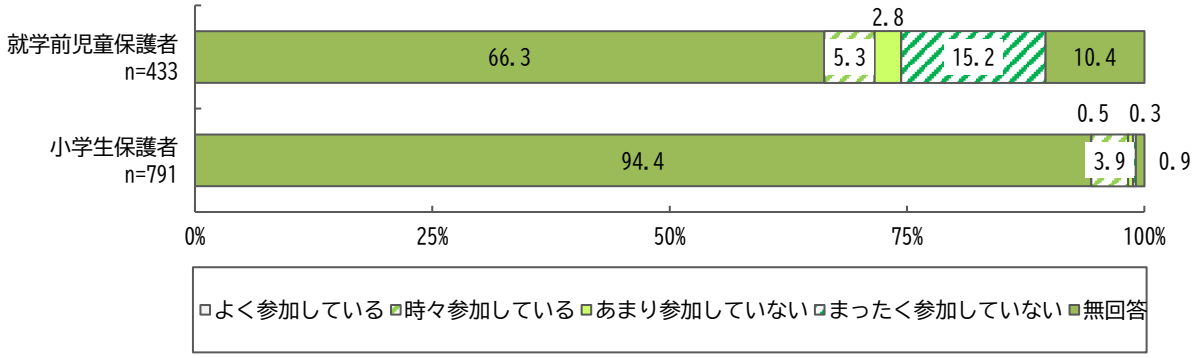

行事の参加については年齢が上がると参加率が高くなる傾向にありますが、まったく行事に参加していない割合が就学前児童保護者で高い結果となっています。

また、地域住民や園・学校との関わりが少ない家庭が一定数みられます。こどもの人間関係形成能力をはぐくむためにも、民生委員、児童委員の声掛けをはじめ、地域で交流できる機会やイベントの企画などを通して、社会や地域全体でこどもを見守っていく環境づくりの整備が望まれます。

結果６　今後、犬山市を子育てしやすいまちにしていくために、市に望む取り組みとして、「子どもが安心して遊べる場の整備」が求められている

今後、犬山市を子育てしやすいまちにしていくために、市に望む取り組みとして、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「子どもが安心して遊べる場の整備」（就学前児童81.5%、小学生62.8%）が最も高くなりました。

また、「児童虐待やいじめ等の対策の充実」についても就学前児童保護者で34.2%、小学生保護者で36.4%となっており、関心が高くなっています。

■ 今後、犬山市を子育てしやすいまちにしていくために、市に望む取り組み【上位5つ】

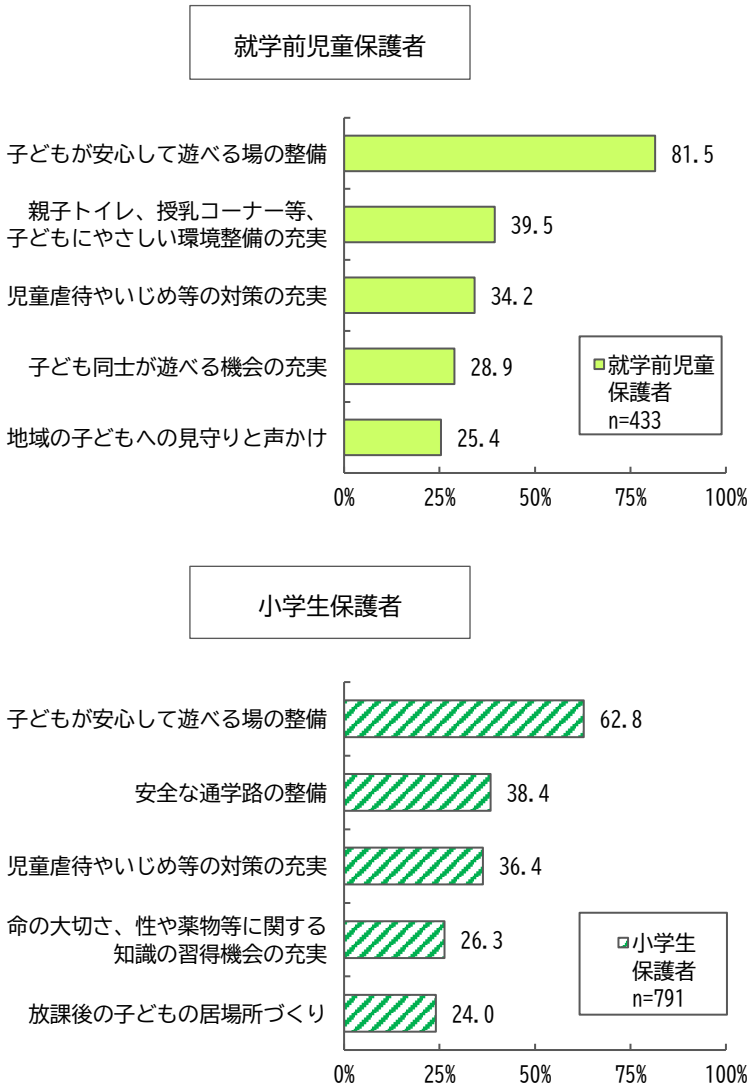

こどもが安心して遊べる場の整備に多くの関心が集まっています。また、ライフステージによって保護者の望むことが変化することから、多様化する子育て世帯のニーズに即した事業の見直し・改善を進め、こどもたちの健やかな育ちへの支援ができる環境整備を進める必要があります。

3 現状・課題のまとめと今後の方向性

現状分析や調査結果と第２期犬山市子ども・子育て支援事業計画に示した方向性について振り返り、新たな課題と今後の方向性をまとめました。

第２期犬山市子ども・子育て支援事業計画の今後の方向性①として「子育てしやすいまちづくり」を掲げ、計画推進に取り組んできました。

アンケート調査結果では、犬山市における子育ての環境や支援に対する満足度（「高い（とても満足）」＋「やや高い」＋「ふつう」）は、就学前児童保護者で 71.1%、小学生保護者で 75.2%となっており、前回調査（2018 年）と比較すると、就学前児童保護者では 2.4 ポイント低く、小学生保護者では 2.4 ポイント高い結果となりました。

また、今後、犬山市を子育てしやすいまちにしていくために、市に望む取り組みとして、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「子どもが安心して遊べる場の整備」（就学前児童保護者 81.5%、小学生保護者 62.8%）が最も高い結果となりました。

年少人口は今後も微減少することが見込まれています。また、全てのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すためには、引き続き「安心して子育てできるまち」「子育てしやすいまち」の整備に努める必要があります。

今後の方向性①	子育てしやすいまちづくり

第２期犬山市子ども・子育て支援事業計画の今後の方向性②として「多様な子育てニーズの高まりに応じた質の高いサービスの提供」を掲げ、計画推進に取り組んできました。

本市の女性の就業率は上昇傾向にあり、アンケート調査結果では前回調査と比較すると、就労している母親の割合は、就学前児童で 4.2 ポイント、小学生で 3.6 ポイント高い結果となりました。

また、病気やケガで幼児園・小学校等を利用できなかった場合の対処方法は、就学前児保護者童・小学生保護者いずれも「母親が休んだ」割合が前回調査に引き続き高い傾向にありますが、一方で「父親が休んだ」割合が前回調査と比較すると大幅に増加しています。

子育て当事者を取り巻く環境の変化、多様化する子育て世帯のニーズに即した事業の見直し・改善を進めるとともに、ライフステージに応じたきめ細かな支援が求められています。

今後の方向性②	ライフステージに応じた質の高いサービスの提供

第２期犬山市子ども・子育て支援事業計画の今後の方向性③として「すべての子どもへのきめ細やかな支援体制の整備」を掲げ、計画推進に取り組んできました。

外国人市民人口は増加傾向にあり、年少人口（０～14 歳）については、令和２年では 241 人でしたが、令和６年では 21 人増の 262 人となっています。

児童虐待相談件数は増加傾向にあり、児童発達支援事業の利用者も増加が続いています。

現在の暮らしの状況として、アンケート調査結果から「大変苦しい」と「やや苦しい」をあわせた割合は、就学前児童保護者で 37.4%、小学生保護者で 33.0%となっています。

ヤングケアラーの現状として、アンケート調査結果※から小学生高学年から高校生（回答件数：3,392 件）のうち、約５％がヤングケアラーの可能性があると推察される結果となっていることから、こどもの貧困対策やヤングケアラー問題についても体制を整備し、対応していく必要があります。

特別な支援が必要な家庭でこども・若者が健やかに成長するためには、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮や、各分野（保健、保育、教育、福祉等）の関係機関、地域が連携し、ライフステージに応じた総合的な支援を実施できる取り組みがさらに重要となります。

今後の方向性③	すべてのこども・若者へのきめ細やかな支援体制の整備

※令和5年 9 月に実施

第３章
計画の基本理念

第３章　計画の基本理念

１ 計画の基本理念

「第２期犬山市子ども・子育て支援事業計画」では「地域の“わ”で育もう　こどもの笑顔　家庭の幸せ」を基本理念に掲げ、地域の“わ”を大切にしつつ、様々な主体が担い手としての自覚をもち、お互いに連携・協力しながら子育て支援の仕組みを構築することで、犬山市で育つすべての人の幸せの実現を目指して取り組んできました。

本計画においても第２期犬山市子ども・子育て支援事業計画の想いを踏襲するとともに、こどもの健やかな育ちと保護者の子育て、こども・若者に対する横断的な支援を社会全体で支援する環境を整備するとともに、近年社会問題化している子どもの貧困対策、ヤングケアラー問題についても総合的に推進していきます。

また、こども大綱では、全てのこども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

これらを踏まえ、犬山市でこどもを産み、育て、生活していくことに喜びや生きがいを感じることができるような子育て・生活環境をつくるためには、社会全体で協働して子育て・若者支援に取り組むこと、多様なニーズをとらえながら、妊娠・出産期から学童期・思春期、青年期へと途切れのない包括的な支援を行う仕組みが求められます。

本市の未来を担う将来の宝、地域の宝である全てのこども・若者一人ひとりが健やかに育ち、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会をめざし、以下の基本理念を掲げます。

２ 基本的な視点・目指す姿

だれもが安心してこどもを生み、子育てに喜びや楽しみを感じられる社会、こども自身が健やかに育つことのできる社会、若者が生き生きと生活できる社会を築いていくためには、行政だけではなく、家庭や地域など本市に住むすべての人・組織が、それぞれの立場、それぞれの特性に応じた役割を果たし、こども・若者、そして子育て当事者を社会全体で支え、互いに協力・連携して主体的に取り組んでいく必要があります。

本計画では以下３つの基本的な視点で、それぞれの施策に取り組んでいきます。

【こども・若者の今とこれからを守る視点】

こどもや若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、社会に参画できるように努めます。また、すべてのこども・若者が個性豊かに今を生き、未来に向けての生きる力を伸ばし続けることができるよう、ライフステージに応じた切れ目ない支援を行い、「こども・若者の最善の利益」が実現される社会を目指します。

【すべてのこども・若者を育む視点】

すべてのこどもや若者が、心身ともに健やかに成長し、夢や希望を叶え、自らの将来を切り開いていける社会を目指します。

【地域や社会全体でこども・若者、子育て当事者を支える視点】

行政、家庭、地域、教育・福祉関係機関、企業などが協力・連携し、こども・若者、子育て当事者を見守り、支えあうことができる仕組みづくりを進めます。

３ 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策
※キャッチフレーズ検討中	１　ライフステージを通した施策の推進	1-1　こどもの誕生前から幼児期まで
		1-2　学童期・思春期
		1-3　青年期
		1-4　ライフステージ全般
	２　子育て当事者への支援	2-1　親学の充実
		2-2　地域協働による子育て支援
		2-3　安心して子育てできる環境整備
		2-4　子育てや教育に関する経済的負担の軽減
	３　質の高い幼児教育・保育の提供	3-1　教育・保育の一体的提供
		3-2　教育・保育の質の向上
		3-3　その他の保育の充実
		3-4　教育・保育施設の整備
	４　子育てと仕事が両立できる環境整備	4-1　家庭・地域における男女協同参画の推進
		4-2　ワーク・ライフ・バランスの推進
	５　配慮を必要とするこどもや家庭への支援	5-1　ひとり親家庭への支援
		5-2　こどもの貧困対策
		5-3　外国人家庭への支援
		5-4　要保護児童対策
		5-5　ヤングケアラー支援
		5-6　障害児施策

第４章
施策の展開

第４章　施策の展開

基本目標1　ライフステージを通した施策の推進

基本施策1　こどもの誕生前から幼児期まで

■現状と課題■

〇妊娠、出産、子育てに対する不安や悩みを抱えている世帯に対し、精神的、社会的に支援することが求められています。

〇児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を確保することが必要となります。

具体的な取り組み①	産後ケア事業

担当：健康推進課

産後の母子の心身のケア、育児のサポート等を行うことにより、母子の心身の安定及び育児不安の解消を図り、安心して子育てができる体制を確保するために実施しています。

内容：母親の健康相談や乳房ケア、授乳相談、育児相談など

宿泊型（医療機関に母子で宿泊）：（対象）産後４か月未満の産婦

通所型（医療機関に母子で通所）：（対象）産後４か月未満の産婦

訪問型（助産師が自宅に訪問）　：（対象）産後１年未満の産婦。

今後の方向性	
・妊娠期から産後の生活に不安を抱えている方には早目に事業を案内し、利用促進を図る ・受託医療機関によって支援内容や利用条件が異なるため、料金含め統一が難しい状況にあり、受託医療機関も限られるため、管内市町と協働して広域化を目指し、質的・量的充実を図る ・利用者へのアンケートを継続実施し、ニーズ把握と質的向上を図る	新規

具体的な取り組み②	こども家庭センター

担当：子育て支援課

子どもの最も身近な場所である市において、専門的な知識を有する職員を配置する「子ども家庭総合支援拠点（子ども支援の専門的な体制）」を開設し、地域のすべての子どもとその家庭、妊産婦等の相談に対応するほか、個々のニーズや家庭の状況等に応じて必要なサービスや地域のリソースを有機的につなぎ、最善の方法で課題解決が図れるよう総合的な支援を行います。

今後の方向性	
・市民に分かりやすく、ワンストップで相談対応できる窓口の設置 ・児童相談センターや要保護児童対策協議会などとの連携	維持

基本施策2　学童期･思春期

■現状と課題■

〇少子化によって子ども同士が地域で遊ぶことが少なくなり、異年齢の子ども同士で遊ぶ機会も減少しています。身体を使った屋外での遊びからテレビゲームなどの屋内型の遊びへの変化によって、子どもの体力は低下傾向にあります。

〇本市では、地域の教育力を活用した、伝統文化や自然教室、ものづくりといった講座の開催（子ども大学）や、スポーツを通した育成事業の充実、子供会の育成、魅力ある児童センターの運営などによって、子ども達が主体的に心と身体の健康と安全をつくり、維持する力を身につけることに取り組んでいますが、子どもの健やかな育ちのために一層の事業の充実が求められています。

具体的な取り組み①	子ども大学事業

担当：文化推進課

豊かな心と生きる力を育む学びを提供することにより、子どもの健全育成を図り、自主性、社会性、創造性を高めます。

今後の方向性	
・子ども達が学ぶ喜びを感じ、自主的に学ぶ気持ちを育てるための体験活動を提供	維持

具体的な取り組み②	スポーツを通した育成事業

担当：スポーツ交流課

スポーツを通し、子どもの心身の健やかな育ちを支援します。

今後の方向性	
・遊びやゲーム的な要素を取り入れた、子どもの体力増進のための体操教室の実施 ・子どもが自ら体を動かそうとする意欲を育むための幼稚園や保育所での取り組みの推進 ・スポーツ協会との連携による子どもがスポーツを楽しむ環境の充実	維持

具体的な取り組み③	図書館を通じた子ども読書活動推進事業

担当：文化推進課

図書館を活用し読書に親しみを持ってもらうことで児童の健やかな成長を支援します。

今後の方向性	
・子ども司書講座を通じて子どもの読書リーダーを育成 ・子ども図書館まつり、おはなし会等図書館に親しみを持ってもらう活動の展開 ・子どもの読書空間の活用	維持

具体的な取り組み④	中学生向けの学習支援「犬山学び場みらい」

担当：学校教育課

希望する中学生を対象に、自習形式（個別指導を含む）で学習を行い、元教員、非常勤講師、教員を目指す学生などの地域住民が、指導員として質問に答えたり、学習を見守ったりするなどの学習支援の場である地域未来塾「犬山学び場みらい」を開催します。

今後の方向性	
・市内の中学校区ごとに地域未来塾を年間 20 回程度開催	維持

具体的な取り組み⑤	ジュニア救命士育成プロジェクト事業

担当：消防署

学校の教育に心肺蘇生教育を授業に組み込み、消防署員と女性消防団員による心肺蘇生の指導を通して、児童や生徒に「命を大事にする」ことを根付かせ、将来的に広く市民に心肺蘇生が普及し、救命率の向上を目指します。

対象者：市内小中学校14校の小学５年生及び中学２年生

今後の方向性	
・普及啓発のため継続して実施	維持

具体的な取り組み⑥	不登校児童生徒等への支援　教育支援センター

担当：学校教育課

教育支援センター「ゆうゆう」「わいわい」に専門的な職員を置き、不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援や個性を引き出す居場所を設けることで、子どもたちに必要な支援を行います。また、スクールソーシャルワーカーが問題を抱えている児童生徒に寄り添い、学校を含め他機関につなげる支援を行います。

今後の方向性	
・教育支援センターに通う子どものニーズを考慮しつつ、施設外での活動を増やすことで、子どもの自立につながる取り組みを進めます	維持

基本施策3　青年期

■現状と課題■

〇こども家庭庁が行った「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査（令和５年）」では、現在どのようなことを心配しているかという質問に対し、日本の若者は「将来のこと」が76.4%と最も高く、次いで「お金のこと」が72.2%となっています。自分の意見や気持ちをきいてもらえる意見表明権を知っているかという質問では、「聞いたことがない」と回答した割合が、他国が20%にも満たないのに対し、日本の若者は50.3%と2倍以上の差があります。

〇人生における様々なライフイベントが重なる時期であり、価値観や生き方を確立する一方で、社会的な役割や責任に対する不安などを感じていると考えられます。悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制を整えることが求められます。

〇また、結婚や出産は個人の自由な意思決定によるものという認識を持ち、尊重しながら、結婚や出産を望む若者に対しては、経済的な事情で諦めることの無いよう負担軽減を継続して行う必要があると考えます。

〇こども、若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組むことが求められます。

具体的な取り組み①	多子･多胎児への支援

担当：子育て支援課

少子化対策の一環として、多子世帯・多胎世帯に対し、妊娠期から中学校を卒業するまでの期間について継続的に子育てを支援するため、様々な支援を実施しています。

・家事援助等ヘルパーの派遣

・育児用品宅配

・保育料の無料化

・給食費の無料化

・放課後児童クラブ利用手数料の無料化　ほか。

今後の方向性	
・ライフステージに合わせた様々な支援メニューを継続して実施します ・子育てに係る負担を軽減し、第３子以降の出産を応援します	維持

具体的な取り組み②	ヤングケアラーへの支援

担当：子育て支援課

ヤングケアラーの早期発見や、その世帯が抱える課題に合った支援を行うことを目的とした事業を行います。

今後の方向性	
・ヤングケアラーに関する理解を求めるとともに、ヤングケアラー自身への自覚を促すための周知活動に取り組みます。 ・ヤングケアラーに関する相談を受けるための窓口を設けます。	新規

具体的な取り組み③	犬山市と犬山総合高校の連携プロジェクト

担当：企画広報課

犬山総合高校１年生と連携し、地域課題の発見、情報収集、解決策の提案、提案内容の改善、最終発表を通して、２年生以降の探求学習の基礎を養う取組みを実施しています。

※犬山市と犬山総合高校の連携プロジェクトは、令和4年度に締結した「犬山南高校との連携･協力に関する包括協定書」に基づき実施しています。

今後の方向性	
･市の課題について学生が学び、探究した結果について提案する貴重な機会として継続実施する	維持

具体的な取り組み④	市長と語ろう

担当：企画広報課

名古屋経済大学の学生が地域の課題解決や新たな施策展開への提案等を目的として日ごろの学習・研究成果を発表し、市長の意見や評価を聞くことで、今後の学びを深めるとともに地域における大学の存在意義を考えることを目的とします。

今後の方向性	
･市の課題について学生が学び、探求した結果について提案する貴重な機会として継続実施する	維持

基本施策4　ライフステージ全般（新規）

■現状と課題■

○

○

○

○

具体的な取り組み①	

担当：***課

**********。

今後の方向性	
・ ・	

具体的な取り組み②	

担当：***課

**********。

今後の方向性	
・ ・	

基本目標2　子育て当事者への支援

基本施策１　親学の充実

■現状と課題■

〇子育てのあらゆる段階において、正しい知識を得ることができ、安心して相談できる体制を整備していくことが必要です。また、子育てに関する講座、教室等に、父親や祖父母などが参加できるようプログラムの検討、開催時期の配慮や積極的な呼びかけを行う必要があります。

〇妊娠期からの子育て支援が重要視されている中、妊娠期の教室は、知識の普及や参加者同士の交流及び父親の育児参加の動機付けができ、事業の役割は大きくなっています。しかし、申込制の教室であるため、妊娠期から特に支援を必要とする妊婦すべてが参加できていないことが課題です。特に支援を必要とする妊婦については、今後も個別的支援を徹底していきます。

〇０・１・２歳児を持つ保護者を対象とした子育てに関する講座の開催や、家庭や地域の教育力の向上に取り組んでいます。

具体的な取り組み①	パパママ教室

担当：健康推進課

保健センターでは、妊娠、出産、育児等についての知識の普及や相談支援を行うとともに、参加者の交流、情報交換の場として、地域での仲間づくりを促進しています。

また、両親がともに参加することで、相互に協力し育児をしていくことの大切さを夫婦で学ぶ機会も提供しています。

今後の方向性	
・母子健康手帳交付時での事業の周知と参加の呼びかけの推進 ・父親の参加の促進 ・妊娠期の栄養と口腔衛生についての知識の普及等、内容の充実	維持

具体的な取り組み②	0･1･2歳児を持つ親の勉強部屋

担当：子育て支援課

０・１・２歳児の未就園児を持つ保護者を対象とし、子育てに関する各分野の専門講師による基礎知識の普及を促進します。

今後の方向性	
・保護者ニーズに合わせた講座内容の充実 ・祖父母を対象とした事業の充実	維持

具体的な取り組み③	ステップアップ講座

担当：子育て支援課

親育ちの場として、保護者が子育ての喜びや大切さを実感できるような講座を開催しています。

今後の方向性	
・講座内容の充実 ・父親の参加促進	維持

具体的な取り組み④	親子ひろば

担当：子ども未来課

親子の関わりを深めていく機会として、降園前の時間を利用し、園児と保護者が親子で関わる遊びを提供しています。

今後の方向性	
・保護者の意見を反映した内容や園の実情に合わせた実施	

具体的な取り組み⑤	子育て相談

担当：子ども未来課

子ども未来センターでは、身体的、精神的に発達の遅れがあると思われる子どもや育児不安、育児ストレスのある親に対し､個別相談を実施しています。

必要に応じその後の療育、医療へとつなげる場として各機関と連携して実施しています。

今後の方向性	
・個別相談における早期対応と関係機関との連携強化 ・教育、子育て関係者への事業周知	維持

具体的な取り組み⑥	マイ保育園事業

担当：子育て支援課

はじめての子育てへの不安を和らげ、安心して子を産み育てられるよう子育てのプレ体験として、０歳児の子どもと接しながら専門職の保健師や保育士と過ごし、子育てのサポートを受けることができる事業です。

対象：市内に居住している母子健康手帳の交付を受けた妊婦（初産の方）

第1子出産後から１歳までの在宅の親子

場所：五郎丸、羽黒北、羽黒南、楽田、楽田西子ども未来園（０歳児実施園５園）

今後の方向性	
・事業の周知拡大と事業の充実	維持

基本施策2　地域協働による子育て支援

■現状と課題■

〇子育て環境は公的なサービスの充実だけでなく、身近な地域において、気軽に子育てについての相談支援が受けられ、支え合いの体制が地域に根差していくことが必要です。

〇子育てにおいて頼ることのできる身内や友人が身近にいないことは、子育て不安につながる要因となります。同じ悩みを共有でき、分かり合える友人がいることは、子育ての大きな支えとなるため、親同士が気軽に交流でき、情報交換が行える場づくりが重要です。

〇地域全体で子育て支援する環境づくりを現在も進めてきておりますが、子育て支援の担い手をつないでいくことも重要な課題となっています。そのため、地域協働での子育て支援体制の充実を図るとともに、現在活動している団体のネットワーク化をより強化していく必要があります。

具体的な取り組み①	子育てサークル支援事業

担当：子育て支援課

市内の子育てサークルが互いに交流できるよう連絡会を支援し、交流会等の開催を充実することにより、子育てに関する情報の交換、発信を促進します。

今後の方向性	
・新たな子育てサークル活動の立ち上げ支援とその周知 ・子育てサークル交流会の開催支援 ・子育てサークルアドバイザーの活用と個別相談の実施	維持

具体的な取り組み②	地域活動クラブ事業

担当：子育て支援課

児童センター等を拠点とし、児童の安全を確保する活動などを通して、地域における児童の健全育成を行います。

今後の方向性	
・地域に根差した地域活動クラブの会員と児童や子育て世代との積極的な交流 ・児童センター活動への支援充実	維持

具体的な取り組み③	保育所地域活動事業

担当：子ども未来課

保育所の園庭を開放し、園児と地域の高齢者、未就園児親子などとの交流を促進します。また、親子で安心して遊べる場、親同士の交流の場としての活用も図ります。

保護者の子育て不安の解消のため、子育て講座を開催します。

今後の方向性	
・園庭開放と園の子育て広場の継続 ・高齢者との交流事業の実施 ・子育てステップアップ講座	維持

具体的な取り組み④	赤ちゃんの駅事業

担当：子育て支援課

乳児を持つ親及びその子どもが気軽に立ち寄り、おむつ交換などができる場所を提供することで、子育て親子が外出しやすい環境の整備を図ります。

今後の方向性	
・赤ちゃんの駅事業を実施できる民間施設へのＰＲ活動の充実 ・赤ちゃんの駅事業の周知の促進	維持

具体的な取り組み⑤	子供会育成事業

担当：子育て支援課

地域を基盤とした異年齢の子ども達が交流し、地域に根差した多様な経験をすることで、子どもの心身の成長発達を促します。

今後の方向性	
・地域の単位子供会の活動促進のための補助制度の継続 ・犬山市子供会育成連絡協議会（市子連）への活動支援と補助制度の継続	維持

基本施策3　安心して子育てできる環境整備

■現状と課題■

〇令和５年度に実施した「子ども・子育てに関するアンケート調査」では、本市を子育てしやすいまちにしていくために市に望む取組みとして回答者のうち、就学前児童をもつ保護者の約８割、小学生を持つ保護者の約６割が「子どもが安心して遊べる場の整備」と回答しています。

具体的な取り組み①	児童センター運営事業

担当：子育て支援課

健全な遊びを提供することにより、児童の健康を増進し、自主性、社会性、創造性を高めます。

今後の方向性	
・児童クラブの移転実施後における、特色と魅力ある児童センターの運営	維持

具体的な取り組み②	児童センター整備事業

担当：子育て支援課

老朽化した施設を地域の実情に合わせて増改築します。

今後の方向性	
・各児童センターの年度毎の営繕工事・修繕 ・児童センターの配置を小学校区単位から地域単位とするため、統合や再配置を検討	維持

具体的な取り組み③	児童クラブ･センター運営の委託

担当：子育て支援課

既に保育士の職員数が不足している状況がある中で、確実な職員の確保や人件費の抑制を目的とした、児童クラブ・センター運営の委託を計画します。

今後の方向性	
・計画期間中の委託実施に向け、その必要性を慎重に確認するとともに、開始時期や業務内容、委託する範囲などの検証を進めます。	新規

具体的な取り組み④	公園施設の適正管理

担当：土木管理課

安全で快適な公園施設の適正な管理に努め、年間６回の定期点検の実施等により、遊具や便益施設の不具合等の早期発見と迅速な対応を実施し、事故の防止を図るとともに、地区公園などの比較的規模の大きな公園などの周知を行うなど、子どもの遊び場として健全な環境整備を行っていきます。

今後の方向性	
・公園施設の適正管理を継続的に実施 ・子育て関連事業実施のための場所の提供	維持

具体的な取り組み⑤	屋内型キッズスペースの整備

担当：子育て支援課

気候の変動により、子どもたちが屋外で遊ぶことができない日が増加し、「全天候型の子どもの遊び場」のニーズが高まっています。天候に左右されない遊び場を提供することで、子どもの健やかな成長を図ります。また、安全な遊び場の提供により、保護者が安心して子育てを行えるよう支援します。

今後の方向性	
・令和８年度早期の供用開始を目指し、整備を進めます	新規

具体的な取り組み⑥	羽黒子育て支援センターの整備

担当：子育て支援課

新たに開園を予定している「（仮）新羽黒保育園」に併設する形で、地域子育て支援拠点羽黒子育て支援センターの整備を計画します。

今後の方向性	
・整備にあたっては、次世代育成支援対策施設整備交付金の活用を予定します ・民営の地域子育て支援拠点として令和８年度からの供用を予定します	新規

基本施策4　子育てや教育に関する経済的負担の軽減

■現状と課題■

〇子どもを産み育てたいと考えている人が、安心して子どもを産み育てることができるよう、経済的負担に対する支援を提供しています。

具体的な取り組み①	多子･多胎児への支援（再掲）

担当：子育て支援課

少子化対策の一環として、多子世帯・多胎世帯に対し、妊娠期から中学校を卒業するまでの期間について継続的に子育てを支援するため、様々な支援を実施しています。

・家事援助等ヘルパーの派遣

・育児用品宅配

・保育料の無料化

・給食費の無料化

・放課後児童クラブ利用手数料の無料化　ほか。

今後の方向性	
・ライフステージに合わせた様々な支援メニューを継続して実施します ・子育てに係る負担を軽減し、第３子以降の出産を応援します	維持

具体的な取り組み②	経済的な支援

担当：保険年金課

経済的に弱い立場にあるひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当や遺児手当といった手当の支給、医療費の一部を助成することなどにより経済支援を行います。

今後の方向性	
・児童扶養手当制度に関する情報提供と適正な支給業務の実施 ・遺児手当の支給回数や支給日などの見直しを検討 ・母子父子家庭医療費の助成により、医療費の本人負担額全額支給を継続実施	維持

具体的な取り組み③	産前産後期間の国民健康保険税の軽減（国制度）

担当：保険年金課

子育て世帯の経済的負担の軽減、次世代育成支援を目的に、国民健康保険加入者が出産した場合、出産前後の一定期間の国民健康保険税の一部を軽減します。

今後の方向性	
・引き続き、制度説明パンフレットへの掲載、窓口案内などにより周知を行い、軽減を継続実施	維持

具体的な取り組み④	産前産後期間の国民年金保険料免除制度（国制度）

担当：保険年金課

次世代育成支援の観点から、国民年金第１号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料を免除します。

今後の方向性	
・「保険料が免除された期間」も保険料を納付したものとして、老齢基礎年金受給額への反映を継続実施	維持

具体的な取り組み⑤	未就学児の国民健康保険税均等割の軽減（国制度）

担当：保険年金課

国民健康保険税には世帯の国民健康保険加入者全員に一律でかかる均等割がありますが、子育て世帯の税負担軽減を目的に、未就学児にかかる均等割を軽減します。

※申請不要です

今後の方向性	
・対象者の税の軽減を継続実施	維持

具体的な取り組み⑥	国民健康保険加入者への出産育児一時金の支給（国制度）

担当：保険年金課

出産にかかる経済的負担の軽減、子育て世代の支援を目的に、国民健康保険加入者が出産した時に一時金を支給します。

今後の方向性	
・引き続き、制度説明パンフレットへの掲載、窓口案内などにより周知を行い、支給を継続実施。	維持

具体的な取り組み⑦	実費徴収による補足給付事業

担当：子ども未来課

幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費が保護者の実費徴収となったことから、市内在住の３歳以上児で、年収360万円未満相当世帯及び第３子以降の子どもの給食費全額を免除とし、保育所、幼稚園、認定こども園に対して補助を行っています。

今後の方向性	
・対象となる世帯の所得状況を把握し、施設と連携して適切な補助に努めます	維持

具体的な取り組み⑧	学校給食費無料化

担当：学校教育課

子育て支援策として、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市内在住で給食の提供がある小中学校に通う小学１年生、小学６年生、中学３年生を対象に、給食費を無料としています。市外への通学者及び食物アレルギー等により給食が食べられず弁当等を持参する児童生徒へは、給食費相当額を補助金として支給し同様の負担軽減を行っています。

今後の方向性	
・無料化の対象学年の拡大については、国の動向を注視しつつ、市全体の財政状況を考慮しながら検討を進めます	維持

具体的な取り組み⑨	子ども医療費助成

担当：保険年金課

医療費の自己負担分を助成することにより、経済的な負担を軽減し、不安なく医療を受けてもらうことを目的とします。

今後の方向性	
・子ども医療費の助成により、18 歳年度末までの医療費の本人負担額全額支給を継続実施。	維持

基本目標3　質の高い幼児教育・保育の提供

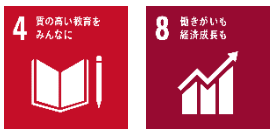

基本施策１　教育・保育の一体的提供

■現状と課題■

〇国では、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設である「認定こども園」の普及を促進しています。

〇本市においては、平成26年９月から公立保育２園を認定こども園（保育所型）へ移行し、保護者の就労の有無に関わらず、地域の園を利用できるノウハウを蓄積しています。

〇幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者にとって幼稚園・保育所・認定こども園、公立・私立の選択肢が広がり、分かりやすい情報の提供が望まれるとともに、今後の施設利用の変化が見込まれます。

〇平成30年度の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の同時改定により、幼稚園、保育所、認定こども園共通の幼児期の育ちが示されました。また、幼児教育と小学校教育の段差を解消するため、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」も示され、幼稚園・保育所と小学校の更なる連携が求められています。

〇本市においては、犬山市子ども未来センターを設置し、公立・私立の枠を超えた幼稚園、保育所、認定こども園の交流の促進を図り、小学校教育へとつなげています。

具体的な取り組み①	認定こども園への移行に関する情報提供

担当：子ども未来課

市内の幼稚園・保育所に対して、認定こども園に関する情報提供を行っていきます。

今後の方向性	
・私立幼稚園、私立保育所に対する入園児数の検証と認定こども園に関する情報提供 ・公立認定こども園の運営維持と公立幼稚園の認定こども園化の検討	維持

具体的な取り組み②	子ども未来センター事業

担当：子ども未来課

【私立幼稚園・私立保育所との連携事業】

「乳幼児期の教育」の充実という観点から、保育者同士の相互理解、情報の共有化を図れるよう、関係機関の研究会・研修会・事業等の情報を提供します。

今後の方向性	
・研究会・研修会等の情報提供の推進と参加に向けての連絡調整 ・定期的な園訪問の実施 ・近隣市町の私立幼稚園の交流促進	維持

【就学時の充実に向けた事業】

子どもの就学時を充実するため、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の担任、児童センターの担当者がお互いに情報交換を行い、連携を図ります。

今後の方向性	
・「１年生の情報交換」「幼保小担任連絡会」「就学児の情報交換会」の事業の充実 ・子どもの育ちをつなぐ資料の作成や幼保小の連携推進 ・園児と児童との交流活動、幼稚園教諭・保育士と小学校教諭との交流活動の支援	維持

【幼保小合同研修に係る事業】

幼稚園・保育園から小学校への連続的な子どもの育ちや学びを保障するため、お互いの保育内容、教育内容を理解し合う「幼保小連携」のテーマの下、研修を深めます。

今後の方向性	
・幼保小合同研修会の内容の充実 ・幼児教育と学校教育の接続と連携の強化	維持

基本施策2　教育･保育の質の向上

■現状と課題■

〇保育士研修会や年齢別担当者会、園内研修を実施し、日々保育士の資質向上を図っていますが、社会の変化と共に、更なる資質向上が求められています。

〇保育士の業務として、保育所運営に必要な雑務も多くあるため、保育士の業務負担を減らす必要があり、改善を実施していますが、まだ十分ではありません。働きやすい職場づくりを進め、保育士が専門性をより発揮できる環境整備が求められます。

〇保育士不足は、全国的な課題であり、あらゆる角度からの保育士確保の方策が必要です。

〇本市では、日本一の国語力をめざし、平成30年度から、幼・保・小・中の一貫した読解力の向上を図るため、各種研修会、研究会を開催するなどの取り組みを進めています。

〇保育、幼児教育の無償化で、幼児教育は公教育という位置づけとなり、施設による保護者への保育内容の説明が求められています。今後は、公私共に保育の質の担保を図るために、第三者評価の導入に向けて取り組んでいきます。

具体的な取り組み①	保育士の資質･専門性の向上に向けた事業

担当：子ども未来課

保育の質の向上を図るため、保育実践や研修などを通じて、保育の専門性を高めるとともに、保育実践や保育の内容に関する職員の共通理解を図り、保育士の資質向上につなげます。

今後の方向性	
・子どもが主体的に遊びを楽しむ保育実践 ・保育士研修会や年齢別担当者会、園内研修の実施による保育士のスキルアップ	維持

具体的な取り組み②	保育士の人材確保事業

担当：子ども未来課

保育士不足に対応するため、働きやすい職場づくりを進め、保育士が確保しやすい条件を整えるとともに、犬山市の魅力を周知するための広報を充実します。

今後の方向性	
・職場環境の見直しと保育士の処遇改善 ・保育士をめざす学生ボランティアの受け入れと将来的な人材確保	維持

具体的な取り組み③	読解力の向上

担当：子ども未来課

読解力向上に向けて幼児教育・保育の分野である「言語」の考え方や年齢ごとの目安となる姿、具体的な遊びと援助方法などを実践、検証し小学校教育へ繋げます。

保護者を対象に「絵本の貸し出し」「通信発行」「保護者研修会」を開催するなど、家庭での読書率を上げる取り組みを行います。

今後の方向性	
・保育の実践、研修体制の検証 ・保護者対象の読書率向上の取り組み	維持

具体的な取り組み④	読解力向上をめざした教育活動の充実

担当：学校教育課

犬山では読解力を、「言葉の意味と働きを理解し、正しく豊かに使い、問題解決に活かす力」と捉えています。言葉を使って深く考えたり、人と心を通い合わせたりするには、正しく豊かな読解力が必要です。国語科に限定することなく、あらゆる教科の授業を通して読解力の向上をめざします。また、子どもの読書活動の推進にも取り組みます。図書館コーディネーターを配置し、子どもが本を活用したり、本に親しんだりする仕掛けを研究し、実践を広げていきます。

今後の方向性	
・読解力向上のための研究体制の充実 ・市独自テスト結果の検証から適切な授業づくりへつなげる仕組みの構築 ・図書館コーディネーターを中心とした学校の読書活動の推進	維持

基本施策3　その他の保育の充実

■現状と課題■

〇本市においては私立保育所１園で休日保育（定員10名）を実施しており、定員超過するようなニーズはなく、利用者も固定になっています。

〇保護者のニーズを的確にとらえながら、私立保育所と協力・連携し、ニーズに合った多様な保育サービスを実施していく必要があります。

〇保育支援（障害児保育）の質の向上を図るため、平成29年度より障害児受け入れ園を集約しました。これにより、研修や情報交換がしやすい体制が整いました。

具体的な取り組み①	休日保育

担当：子ども未来課

保育所に通っている園児の保護者が日曜・祝日（年末・年始を除く）に就労等のため家庭で保育ができない場合に保育を実施します。

今後の方向性	
・休日保育の継続的実施	維持

具体的な取り組み②	延長保育事業（18 時以降利用児）

担当：子ども未来課

保育短時間（８時間）及び保育標準時間（11時間まで）を超える保育ニーズに対応した事業で、市内すべての公立・私立保育所、公立認定こども園15か所で実施しています。

今後の方向性	
・保護者の就労状況に合わせ、適切に保育を実施するとともに、保育士の確保に努めます	維持

具体的な取り組み③	一時預かり事業

担当：子ども未来課

【幼稚園における在園児を対象とした預かり保育事業】

幼稚園の預かり保育とは、教育時間を超えて、園児を夕方まで預かる事業で、実施時期及び実施期間が園により異なります。

市内すべての公立・私立幼稚園５園で実施されています。

【保育所における一時保育事業】

保育所の一時保育とは、未就園児で保護者の就労形態により育児が断続的に困難になる場合、あるいは未就園児で保護者の傷病等により緊急的及び一時的に保育が必要な場合、リフレッシュによる子育て支援などの保育ニーズに対応した事業です。

公立では２園、私立２園で実施されています。

今後の方向性	
・保護者が就労して幼稚園に通う家庭が増え、幼稚園の預かり保育が急増しています。幼児教育・保育の無償化に伴うニーズの変化に対応できる体制が必要です ・幼稚園、保育園共に、利用者のニーズを的確に把握し、利用者サービス周知に努めるとともに、預かり保育体制の充実を図ります	維持

具体的な取り組み④	保育支援（障害児保育）

担当：子ども未来課

公立保育所では、集団保育が可能な障害児について、個々の子どもの発達や障害の状態を把握し、適切な環境のもとで他の子どもとの生活を通して両者がともに育ち合えるように努めます。

今後の方向性	
・療育支援事業や研修会の実施による保育士の資質向上 ・利用事業所との支援者会議を通しての相互理解と支援ネットワークの構築 ・個別相談員の巡回相談による家族、保育士への支援体制の強化 ・個別の支援計画書「あゆみ」の活用	維持

具体的な取り組み⑤	育児休業中の入園児童の拡大

担当：子ども未来課

育児休業を事由とする保育所の受入児童年齢は、３歳児以上としていましたが、令和２年度より２歳児以上に拡大します。これにより、多子世帯への支援強化を図り、子どもを産むことへの安心感を高め、少子化対策の一助にもつながります。

今後の方向性	
・受入れ年齢の拡大には環境整備や、保育士確保が必要となります。そうした課題も踏まえ、事業の実施と検証を進めていきます	維持

具体的な取り組み⑥	乳児等通園支援事業（旧名称:(仮称)誰でも通園制度）

担当：子ども未来課

全てのこどもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境整備することを目的として、就労要件を問わず、全ての子育て家庭に対して、月一定時間までの利用可能な中で、柔軟に保育施設を利用できる新たな通園給付します。

※利用対象児童:0歳6ケ月から満3歳未満
現行制度での保育園入園にあたっては、就労要件として一定時間以上の就労時間が必要となる

今後の方向性	
【国を含めた動き】 ・令和６年度　制度の本格実施を見据えた試行的事業として、一部の自治体で事業実施（給付時間数：月 10 時間を上限） ・令和７年度　法律の地域子ども・子育て支援事業の１つとして位置づけ ・令和８年度　実質的な稼働　全自治体で実施（ただし、経過措置あり） 【市町村における動き】 ・全体としての提供量の確保と施設整備、給付化の施行	新規

基本施策4　教育･保育施設の整備

■現状と課題■

〇少子高齢化による人口減少に伴い、市内の子ども未来園の入所率は減少傾向にあり、子どもが集団保育の中で養われる社会性などが育ちにくい環境になっています。その一方で、女性の社会進出、職場復帰等により３歳未満児の保育ニーズは増加傾向にあり、保育士の確保が厳しくなっています。こうした中、土曜保育、障害児保育について保育機能の集約を行いました。

〇施設面では、子ども未来園13園の多くは、建築経過年数が50年近くとなり老朽化が進行しているため、保育ニーズにあった施設環境整備をする必要があります。

具体的な取り組み①	保育機能の集約

担当：子ども未来課

必要とされる保育サービスの充実を図り、保育士の適正かつ効率的な配置を行うため、保育機能の集約を進めていきます。

今後の方向性	
・通常保育業務以外の保育サービスについて、利用者の実態と保育士の配置を踏まえ、提供するサービスの低下を招かないことを前提とした保育機能の集約の検討を進めていきます	維持

具体的な取り組み②	教育･保育施設整備事業

担当：子ども未来課

保育サービスの維持向上を踏まえ、保育ニーズにあった環境を整えるとともに、施設の老朽化に合わせて施設整備を進めます。

今後の方向性	
・地域性を考慮し、借地、園児数の減少等の課題を踏まえた施設整備 ・多様な保護者ニーズに対応するため、民間のノウハウを活かした民営化の検討 ・施設長寿命化のための個別施設計画に基づく維持修繕の実施	維持

基本目標4　子育てと仕事が両立できる環境整備

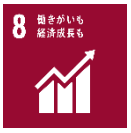

基本施策１　家庭･地域における男女協同参画の推進

■現状と課題■

〇女性の活躍推進や働き方改革など、近年、男女共同参画を推進する改革が進む中、平成29年度に犬山市男女共同参画推進指針を策定しました。本指針に基づき、多様な切り口で啓発事業を実施していますが、性別による固定的役割分担意識は根強く、家庭から社会に至る広い範囲で、一つひとつの課題を関係機関と連携しながら解決していく必要があります。

〇子育て家庭にとって魅力的なまちにするためにも、女性の多様な働き方や就労に向けた情報収集をする場や子育て、自分磨き（学び）、相談、遊びなど気軽に受けられる地域の情報提供をする場の体制づくりが必要です。

具体的な取り組み①	男女共同参画に関する啓発活動

担当：多様性社会推進課

性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を発揮できる社会を目指し、市民を対象に様々な啓発事業を進めます。

また、「犬山市ジェンダー平等審議会」を設置し、男女共同参画社会の実現を目指しています。

今後の方向性	
・女性の社会参加・男性の育児参加や就労に対する理解の促進	維持

具体的な取り組み②	子育てと女性の活躍応援事業

担当：子育て支援課

東児童センター（さんにいれ）を拠点として、主に子育て期の女性を対象に子育て支援を推進します。子育て情報の発信や、女性の活躍を応援するための講座の開催を行います。

今後の方向性	
・子育て分野におけるシェアリングエコノミーの推進 ・公的な子育て支援だけにとらわれず、市内全域への子育て支援情報の収集、発信	維持

・子育て支援を必要とする人へ適切な子育て支援施策をコーディネート ・子育て応援ネットワークの支援	

基本施策2　ワーク･ライフ･バランスの推進

■現状と課題■

〇本市においては、女性の就労率は上昇しており、出産を機に仕事から離れても、子どもの成長に応じて就労を考える割合も高いことから、多様な働き方を受容する環境づくりが重要です。

〇家族がともに過ごす時間を確保していくことは、子どもの幸せのためにも大切です。企業へ多様な働き方を受容する職場環境づくりの推進を働きかけるとともに、家庭や社会の意識改革を促進し、男女がともに家事・育児に積極的に関わることのできる環境づくりが必要です。

〇子育てガイド「さくらんぼ」、ＭａＭａたす（犬山市子育て応援アプリ）、広報、ホームページ、窓口での子育ち応援隊（利用者支援事業）による保育サービスの情報提供を行っており、育休明けの入園申込については、一般申込みの時期より１か月早く申請できる運用とし、優先的に入園しやすい体制を整えています。

具体的な取り組み①	企業への育児期間における就業環境整備の働きかけ

担当：産業課

企業を対象に、育児休業明けの短時間勤務制度や、「パパ・ママ育休プラス」などの制度や、ワークシェアリングなど、多様な働き方についての情報提供を進めます。

今後の方向性	
・労働環境を整える施策を実施する企業への情報提供	維持

具体的な取り組み②	産後の休暇中、育児休業中の保護者への保育サービス等に関する情報提供

担当：子ども未来課

産後休暇中、育児休業中の保護者に対して、保育サービスについての情報提供を積極的に行うことにより、保育所利用の円滑化を図り、働きやすい環境を整えます。

また、保育所の入所受付を優先的に行うことにより、年度途中であっても入所しやすい体制を整備しています。

今後の方向性	
・子育てガイド「さくらんぼ」、ＭａＭａたす（犬山市子育て応援アプリ）、広報、ホームページによる情報発信	維持

具体的な取り組み③	犬山市特定事業主行動計画

担当：総務課

職員が安心して仕事と生活の調和を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を地方公共団体の期間として計画的かつ着実に推進するため、行動計画を策定しています。

今後の方向性	
・啓発資料の作成・配布、職員に対する研修・講習の実施、情報ネットへの掲示板による周知の徹底	維持

基本目標5　配慮を必要とするこどもや家庭への支援

基本施策１　ひとり親家庭への支援

【犬山市ひとり親家庭等自立促進計画】

この施策のページは、犬山市ひとり親家庭等自立促進計画として位置づけています。

ひとり親家庭では、その多くが生計の維持と子育ての２つの負担を１人で担わなければならないため、収入や住まい、子どもの養育などに大きな困難を抱えています。

ひとり親家庭の生活の安定と向上、自立の促進は、子どもの健全な育ちにとって欠くことのできないことであるため、（仮称）第１期犬山市こども計画と一体の計画として本計画を策定し、ひとり親家庭に対する具体的な取り組みや自立支援策を総合的かつ計画的に推進します。

■計画の位置づけ■

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく自立促進計画として策定します。また、（仮称）第１期犬山市こども計画及び犬山市子どもの貧困対策計画と一体的に推進します。

■計画の対象■

本計画の対象は、市内の「母子家庭の母」及び「父子家庭の父」とその養育する子並びに「寡婦」とします。

■計画の期間■

令和６年度から令和11年度までの５年間とします。

■現状と課題■

〇遺児手当受給者数から見込まれる本市のひとり親家庭の数は、減少傾向にありますが、依然として７割近くが児童扶養手当を受給していることからも、その多くが経済的不安を抱えていると言えます。

〇本市ではこれまでにも、児童扶養手当等のひとり親への手当や母子父子家庭医療費の助成などの様々な施策を実施し、ひとり親の自立に向けた支援を行っています。

〇対象者に必要な支援施策を紹介するための相談先や情報提供体制を充実し、経済的、精神的な自立を促進していくことが必要です。

具体的な取り組み①	ひとり親家庭への自立支援に関する相談事業

担当：子育て支援課

母子・父子自立支援員による、ひとり親家庭の相談対応を行うほか、ひとり親家庭の自立を促進するため、愛知県母子家庭等就業支援センターやハローワークと連携し、就業の支援や各制度の広報・周知を推進します。

今後の方向性	
・ひとり親家庭が抱える課題に応じた相談対応や支援、適切な情報提供	維持

具体的な取り組み②	子育てと生活支援

担当：子育て支援課

食事の準備や片づけ、清掃などの日常生活に負担を感じているひとり親家庭や、社会的な養護を必要とするひとり親家庭に対し、安心して子育てと就労が両立でき、子どもたちの健やかな育ちが図れるよう、生活全般における支援体制の充実に努めます。

今後の方向性	
児童扶養手当現況届などの機会を利用して、次のような支援制度の周知と利用促進 ・日常生活支援事業：家庭生活支援員の派遣による育児や家事の援助 ・ひとり親家庭情報交換事業：社会見学などを通じてひとり親家庭が交流し、情報交換などの機会を提供 ・母子生活支援施設入所相談：社会的養護を必要とする母子に対し、母子生活支援施設への入所による就労、生活、育児などの支援を行い、自立の促進	維持

具体的な取り組み③	ひとり親家庭の就業支援

担当：子育て支援課

ひとり親家庭の母等が十分な収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、職業能力向上や資格取得の支援といった就労支援体制の充実に努めます。

今後の方向性	
母子・父子自立支援員を通じて、次のような支援制度の周知と利用促進 ・自立支援教育訓練給付金：ひとり親家庭の母等に対する教育訓練講座受講料の一部を支給 ・高等職業訓練促進給付金：就職に有利な資格を取得するため、養成機関で修学するひとり親家庭の母等に対し、訓練促進給付金等を支給 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業：ひとり親家庭の母等が、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた講座の受講を修了した際などに給付金を支給	維持

具体的な取り組み④	経済的な支援（再掲）

担当：保険年金課

経済的に弱い立場にあるひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当や遺児手当といった手当の支給、医療費の一部を助成することなどにより経済支援を行います。

今後の方向性	
・児童扶養手当制度に関する情報提供と適正な支給業務の実施 ・遺児手当の支給回数や支給日などの見直しを検討 ・母子父子家庭医療費の助成により、医療費の本人負担額全額支給を継続実施	維持

具体的な取り組み⑤	就学援助、特別支援教育就学奨励費

担当：学校教育課

経済的な理由で小中学校に通学させるのにお困りの保護者の方に就学費用を援助し、児童生徒に円滑に教育を受けていただくための制度を設けています。また、市内小中学校に就学している障害のある児童生徒には「特別支援教育就学奨励費」制度を行っています。支給内容は、学用品費や給食費などの就学費用の一部となります。

今後の方向性	
・学校と連携し制度の周知徹底を行います ・申請の利便性向上のため、既に導入したオンライン申請を継続します	維持

具体的な取り組み⑥	こどもの生活･学習支援

担当：子育て支援課

ひとり親家庭や貧困等の困難を抱える子どもに対し、放課後を安心して過ごすことのできる居場所を提供し、生活習慣の形成や学習機会の場として支援します。

今後の方向性	
・外国籍や貧困等の困難を抱える世帯の多い、楽田地区に位置する楽田児童センターの２階を利用し、事業を開始します ・ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業）として実施し、補助を活用します	新規

基本施策2　子どもの貧困対策

【犬山市子どもの貧困対策計画】

この施策のページは、犬山市子どもの貧困対策計画として位置づけています。

経済状況や養育環境などに困難な課題を抱えた家庭では、就学の機会や就労の選択肢が狭まることなどによる貧困の連鎖によって、将来を担うべき子どもの未来が閉ざされるということがあります。

生まれ育った環境や養育格差に関わらず、子どもの成長や育ちを守り、貧困の連鎖を断ち切ることは、すべての子どもに保障されるべき権利であることから、（仮称）第１期犬山市こども計画と一体の計画として本計画を策定し、子どもの貧困対策を着実かつ継続的に推進します。

■計画の位置づけ■

子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条の規定に基づく子どもの貧困対策についての計画として策定します。また、子どもの貧困対策大綱、あいちはぐみんプランを勘案しながら、（仮称）第１期犬山市こども計画及び犬山市ひとり親自立促進計画と一体的に推進します。

■計画の対象■

本計画の対象は、経済的に困窮状態にある、または、困難を抱えやすい状況にある子どもとその家庭とします。

■計画の期間■

令和６年度から令和11年度までの５年間とします。

■現状と課題■

〇平成28年度の愛知子ども調査及び犬山市子ども調査の結果から、本市の子どもの貧困率は7.9%となっており、平成25年の国民生活基礎調査による貧困率16.3%と比較すれば、低い水準となっていますが、すべての子どもが平等に健やかな成長・発達や自立を保障するための取り組みが必要です。

〇ひとり親世帯では、他の世帯に比べ経済的な困窮度合いが高いことから、特にこれらひとり親世帯への支援が求められています。そのため本市では、児童扶養手当や母子父子家庭医療費の助成などの様々な施策を用意し、ひとり親世帯に対する支援を行っています。

〇ひとり親家庭を始めとした経済的に困窮する世帯に対し、必要な支援施策の充実を図り、貧困の連鎖を断ち切ることで、すべての子どもの権利を保障することが必要となっています。

具体的な取り組み①	生活困窮者の自立支援に関する相談事業

担当：福祉課

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある相談者に対して相談支援、就労支援等を実施し、早期自立を図ります。

今後の方向性	
・任意事業である家計改善支援事業及び就労準備支援事業について、既存事業である自立相談支援事業と一体的に実施することで、生活に困窮している人の支援を多方面から支える体制を構築する	拡充

具体的な取り組み②	経済的な支援（再掲）

担当：保険年金課

経済的に弱い立場にあるひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当や遺児手当といった手当の支給、医療費の一部を助成することなどにより経済支援を行います。

今後の方向性	
・児童扶養手当制度に関する情報提供と適正な支給業務の実施 ・遺児手当の支給回数や支給日などの見直しを検討 ・母子父子家庭医療費の助成により、医療費の本人負担額全額支給を継続実施	維持

具体的な取り組み③	就学援助、特別支援教育就学奨励費（再掲）

担当：学校教育課

経済的な理由で小中学校に通学させるのにお困りの保護者の方に就学費用を援助し、児童生徒に円滑に教育を受けていただくための制度を設けています。また、市内小中学校に就学している障害のある児童生徒には「特別支援教育就学奨励費」制度を行っています。支給内容は、学用品費や給食費などの就学費用の一部となります。

今後の方向性	
・学校と連携し制度の周知徹底を行います ・申請の利便性向上のため、既に導入したオンライン申請を継続します	新規

具体的な取り組み④	こどもの生活･学習支援（再掲）

担当：子育て支援課

ひとり親家庭や貧困等の困難を抱える子どもに対し、放課後を安心して過ごすことのできる居場所を提供し、生活習慣の形成や学習機会の場として支援します。

今後の方向性	
・外国籍や貧困等の困難を抱える世帯の多い、楽田地区に位置する楽田児童センターの２階を利用し、事業を開始します ・ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業）として実施し、補助を活用します	新規

具体的な取り組み⑤	中学生向けの学習支援「犬山学び場みらい」（再掲）

担当：学校教育課

希望する中学生を対象に、自習形式（個別指導を含む）で学習を行い、元教員、非常勤講師、教員を目指す学生などの地域住民が、指導員として質問に答えたり、学習を見守ったりするなどの学習支援の場である地域未来塾「犬山学び場みらい」を開催します。

今後の方向性	
・市内の中学校区ごとに地域未来塾を年間 20 回程度開催	維持

基本施策3　外国人家庭への支援

■現状と課題■

〇外国人市民人口は令和２年と令和６年を比較すると73人増加しています。また、年少（０歳～14歳）人口も21人増加しています。

〇保育所の入園手続きに限らず、行政サービスを利用する際、言葉の壁により日本人市民と同様のサービスを受けられない事や、母国との制度の違いのため、窓口での説明が十分伝えられないなどの課題があります。こうしたことから、派遣によるコミュニティ通訳者の通訳により手続きを進めることも多々あります。

〇習慣の異なる国で子育てすることは、不安な事も多いことから、子育てしやすい環境を整えるには、的確な情報提供や相談体制が必要となります。

具体的な取り組み①	外国人家庭への支援

担当：子ども未来課、学校教育課、地域協働課

保護者が安心して子どもを預けることができ、子どもも安心して保育所、幼稚園、学校等での生活を送ることができるよう、コミュニティ通訳者や外国語自動翻訳機を活用し、適切な情報を伝達できるよう進めています。

母国語で生活してきた外国籍の子どもが、スムーズに小学校生活に移行することができるよう、公立保育所の年長児を対象とした小学校就学前のプレスクールを実施するとともに、保護者にも入学準備のワークショップを開催するなど、日本で安心して子どもを育てられる環境づくりを進めています。

今後の方向性	
・コミュニティ通訳者を介した保護者への適切な情報提供の継続的な実施 ・コミュニティ通訳者の登録数の増による常駐型通訳者の配置の検討 ・外国語自動翻訳機の活用	維持

具体的な取り組み②	日本語学習等支援の充実

担当：学校教育課

日本語が必要な子どもが在籍する学校に語学指導員を派遣し、日本語を学ぶ子どもや保護者を支援します。また、日本語初期指導教室を設置し、日本語指導が必要な子どもに対して、学校生活に必要な初歩的・基礎的な日本語指導及び生活指導を行うことにより、学校生活が円滑に進められるよう支援します。

今後の方向性	
・羽黒小学校、楽田小学校、南部中学校での語学指導員配置による子どもと親への支援 ・拠点校として犬山西小学校での日本語初期指導教室設置による子どもへの支援	維持

具体的な取り組み③	こどもの生活･学習支援（再掲）

担当：子育て支援課

ひとり親家庭や貧困等の困難を抱える子どもに対し、放課後を安心して過ごすことのできる居場所を提供し、生活習慣の形成や学習機会の場として支援します。

今後の方向性	
・外国籍や貧困等の困難を抱える世帯の多い、楽田地区に位置する楽田児童センターの２階を利用し、事業を開始します ・ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業）として実施し、補助を活用します	新規

基本施策4　要保護児童対策

■現状と課題■

〇すべての子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

〇啓発活動や、繰り返される痛ましい事件の報道などにより、地域のみなさんの児童虐待防止に関する認識向上は児童虐待の早期発見と対応につながっていますが、虐待を未然に防止するためにさらなる取り組みを進めることが必要です。

〇本市では、これまでにも家庭児童相談室での相談支援や養育不安のある家庭への支援員の派遣などの取り組みを進めてきましたが、すべての子どもとその家庭、妊産婦などを対象とした福祉に関する支援業務を行う体制づくりによって、児童虐待の根絶に努めなければなりません。

具体的な取り組み①	要保護児童対策

担当：子育て支援課

児童虐待の早期発見、早期解決を図るため、要保護児童対策協議会を設置し、虐待防止に取り組んでいます。

今後の方向性	
・支援を必要とする児童や家庭、妊婦までを対象とした虐待の未然防止強化 ・関係機関との連携強化による被虐待児童やその家庭の支援推進	維持

具体的な取り組み②	こども家庭センター（再掲）

担当：子育て支援課

子どもの最も身近な場所である市において、専門的な知識を有する職員を配置する「子ども家庭総合支援拠点（子ども支援の専門的な体制）」を開設し、地域のすべての子どもとその家庭、妊産婦等の相談に対応するほか、個々のニーズや家庭の状況等に応じて必要なサービスや地域のリソースを有機的につなぎ、最善の方法で課題解決が図れるよう総合的な支援を行います。

今後の方向性	
・市民に分かりやすく、ワンストップで相談対応できる窓口の設置 ・児童相談センターや要保護児童対策協議会などとの連携	維持

具体的な取り組み③	家庭児童相談室事業

担当：子育て支援課

子育て中の保護者の不安の解消、負担の軽減を図るため、家庭児童相談室で、児童虐待、家族関係や学校生活などの相談に対応しています。

今後の方向性	
・子ども家庭総合支援拠点の設置と子育て世代包括支援センターなどの機能を統合 ・市民に分かりやすく、ワンストップで相談対応できる窓口の設置 ・児童相談センターや要保護児童対策協議会などとの連携	維持

基本施策5　ヤングケアラー支援（新規）

■現状と課題■

〇令和５年に犬山市が実施した「ヤングケアラー調査」では、調査対象者である小学生高学年から高校生のうち、約５％がヤングケアラーの可能性があると推察される結果となっています。高校生からは、「ヤングケアラーについて興味を持ってもらう、認知度をあげる」や「助けを求めやすい環境づくり」などが必要という意見がありました。

〇自身がヤングケアラーであるという自覚が無いために、相談したいという考えに至らない場合や、周りの方々からも気付きにくい場合があります。このような課題に対し、「ヤングケアラーとは・・」大人も子どもも正しく理解する必要があります。理解を得るために周知活動を行い、ヤングケアラーとしての自覚を持つことや、この人はヤングケアラーではないかという発見へと繋ぎます。

〇同時に、当事者の背景や世帯が抱える課題を聞取り、その方に合った支援へと適切に繋ぐことができるよう、相談体制の整備が必要です。

具体的な取り組み①	ヤングケアラーへの支援（再掲）

担当：子育て支援課

ヤングケアラーの早期発見や、その世帯が抱える課題に合った支援を行うことを目的とした事業を行います。

今後の方向性	
・ヤングケアラーに関する理解を求めるとともに、ヤングケアラー自身への自覚を促すための周知活動に取り組みます。 ・ヤングケアラーに関する相談を受けるための窓口を設けます。	新規

基本施策6　障害児施策

■現状と課題■

〇発達障害などの特別な支援を必要とする子どもを含め、障害のある子ども一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばしていくため、乳幼児期から成人期まで、一人ひとりの多様なニーズに応じた切れ目のない支援体制を構築していくことが求められています。

〇早期療育の必要性が重視され、健診後の事後教室参加者数が増大しています。また、育児の孤立化により、育児不安や養育支援が必要な保護者も増えています。

〇子どもの成長とともに、各々のステージに合わせた療育や支援の体制を、関係する機関が連携し育ちをつなげながら、子どもの発達を支えていくことが必要です。

〇個別の支援計画書「あゆみ」を活用し、児童生徒や保護者への理解に努めています。

〇市内にも民間の児童発達支援事業所やデイサービス事業所が多く運営されるようになり、幼稚園、保育所、放課後児童クラブとの併用が進み、関係機関との連携も図られています。

〇障害の多様性への理解や障害と向き合える家庭への理解など、さらなる支援者の専門性が求められています。

具体的な取り組み①	子どもの発達支援相談事業（子ども未来センター事業）

担当：子ども未来課

子どもの発達を支援するとともに、保護者の育児不安の軽減や保育士、教師への適切な助言指導を実施しています。

今後の方向性	
・相談体制の充実 ・関係者の支援体制とネットワークの強化	維持

具体的な取り組み②	親子教室事業（幼児健診事後教室）

担当：健康推進課

各種健康診査や相談時に、発達上経過観察が必要と思われる子どもや、育児不安が強い親子などを対象に、保健センターにおいて心理相談員や保健師などが相談・助言を行う親子教室を実施し、必要に応じて早期療育につなげています。

また、市内の児童センターで、親子教室の地域版としてスキップ教室を実施しています。

今後の方向性	
・個別相談 ・保護者の不安軽減や子どもの早期療育を推進 ・妊婦や兄弟・姉妹等に配慮した参加しやすい教室の体制整備	維持

具体的な取り組み③	児童発達支援事業(こすもす園運営事業)

担当：子ども未来課

心身の発達に何らかの援助が必要なお子さんの特性をふまえ、保護者ともに一人ひとりにたいおうした援助を行います。

今後の方向性	
・療育内容の充実と保護者支援の強化 ・公立保育所の園児との交流体験の継続 ・就園に向けた幼稚園、保育所との連携強化 ・児童発達支援センター、民間児童発達支援事業所、保健センター、障害者基幹相談支援センターとの連携強化	維持

具体的な取り組み④	保育支援(障害児保育)(再掲)

担当：子ども未来課

保育所に通っている園児の保護者が日曜・祝日（年末・年始を除く）に就労等のため家庭で保育ができない場合に保育を実施します。

今後の方向性	
・療育支援事業や研修会の実施による保育士の資質向上 ・利用事業所との支援者会議を通しての相互理解と支援ネットワークの構築 ・個別相談員の巡回相談による家族、保育士への支援体制の強化 ・個別の支援計画書「あゆみ」の活用	維持

具体的な取り組み⑤	特別支援教育(犬山幼稚園、小中学校)

担当：子ども未来課

犬山幼稚園では、障害のある子どもたちの育ちを支援するため、保育支援（障害児保育）の取り組みを進めています。

今後の方向性	
・個別支援の環境の整備 ・加配職員の配置基準の見直し	維持

具体的な取り組み⑤	学校生活に困難さのある児童生徒への支援

担当：学校教育課

学習や生活で困難さのある子どもたちの支援を行うため、小中学校に特別支援教育支援員・介助員・医療的ケア支援員を配置します。また、適切な支援ができるよう特別支援教育支援員の研修も行います。

今後の方向性	
・個別支援の環境の整備 ・加配職員の配置基準の見直し ・特別支援学級数の増加に伴う教育を充実	維持

具体的な取り組み⑥	放課後児童クラブにおける障害児支援

担当：子育て支援課

放課後児童クラブに障害のある子どもを受け入れ、他の児童との関わりを通して、お互いが育ち合える環境を整えていきます。

今後の方向性	
・加配支援員や補助員の確保 ・支援員や補助員の研修の充実による質の向上 ・子どもの安全と保護者の安心のための環境整備	維持

具体的な取り組み⑦	義務教育終了後の障害児支援

担当：障害者支援課

義務教育終了後も、障害者基幹相談支援センター・社会福祉協議会・地域包括支援センター・保健師・医療機関等と連携を密にし、障害のある子どもや家族を継続して支援します。

今後の方向性	
・障害者自立支援協議会を通した関係機関の連携強化	維持

具体的な取り組み⑧	就学援助、特別支援教育就学奨励費（再掲）

担当：学校教育課

経済的な理由で小中学校に通学させるのにお困りの保護者の方に就学費用を援助し、児童生徒に円滑に教育を受けていただくための制度を設けています。また、市内小中学校に就学している障害のある児童生徒には「特別支援教育就学奨励費」制度を行っています。支給内容は、学用品費や給食費などの就学費用の一部となります。

今後の方向性	
・学校と連携し制度の周知徹底を行います ・申請の利便性向上のため、既に導入したオンライン申請を継続します	新規

具体的な取り組み⑨	児童発達支援センター等機能強化事業

担当：障害者支援課

犬山市における児童発達支援センターの中核的役割や機能強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児やその家族への支援体制の強化を図ることを目的として実施します。

今後の方向性	
・市内障害児通所支援事業所の支援技術の向上 ・地域におけるインクルージョンの推進	新規

具体的な取り組み⑩	医療的ケア児支援事業

担当：障害者支援課

犬山市における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設け、医療的ケア児やその家族への支援体制の強化を図ることを目的として実施します。

今後の方向性	
・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等における協議の場の設置 ・医療的ケア児コーディネーターの配置	新規

第５章
量の見込みと確保方策

第５章　量の見込みと確保方策

１ 量の見込みと確保の内容の設定にあたって

(1)教育･保育提供区域の設定

国では、地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

本市では、10 小学校区、４中学校区または５地区（犬山、城東、羽黒、楽田、池野）といった単位で教育・保育提供区域を設定することも考えられますが、少子化が進行する中で、施設整備にあたっては将来にわたり過剰供給にならないよう慎重に進める必要があります。

また、車社会が進んだ現在では、教育・保育内容や通勤の利便性などを考慮して、居住している区域にとらわれず広域的に施設を選択する保護者が増えており、幼児教育・保育の無償化により幼稚園、保育所、公立、私立の枠にとらわれず、幅広く選択される傾向があります。

このことから、本市においては、教育・保育提供区域は、市全体を一つの区域として設定します。

また、放課後児童健全育成事業の提供区域は、下校後の保育の提供が必要なため、小学校区ごとに設定することとします。

(2)目標事業量の設定

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、令和７年度を初年度とする５年間の、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、令和５年度に実施した「犬山市子ども・子育てに関するアンケート調査」を基に、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定しています。

■ 目標事業量の見込みの算出の流れ

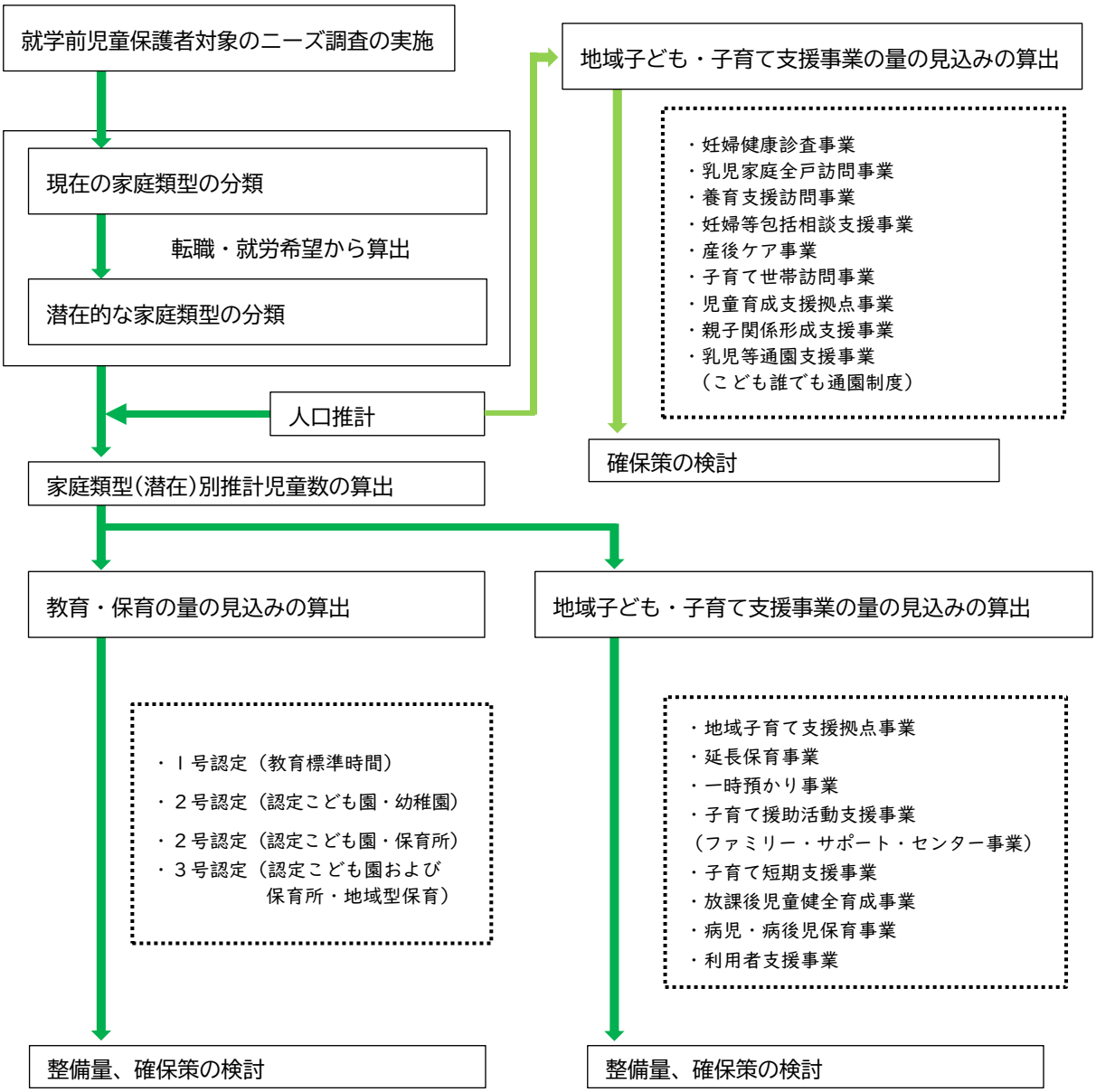

(3)教育･保育に関する施設

確保方策に関する施設は以下のとおりです。

■ 教育･保育に関する施設

施設	内容
幼稚園	３歳から小学校入学までの幼児に対して、園生活全体を通して総合的に教育を行う教育施設です。
保育所	０歳から小学校入学前までの乳幼児に対して、就労等のため家庭保育のできない保護者に代わり養護と教育を一体的に行う保育を提供する児童福祉施設です。
認定こども園	０歳から小学校入学までの乳幼児に対して、保護者の就労状況等により在園時間の異なる乳幼児を受け入れ、教育と保育を一体的に提供する施設です。 地域の子育て支援の役割も担います。
地域型保育事業	原則として保育が必要な３歳未満のこどもを保育所より少人数の単位で、保育する事業です。 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業があります。
認可外保育施設	児童福祉法に基づく県知事等の認可を受けていない保育施設ですが、児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、原則として県が年１回以上の立入調査を実施しています。 企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する企業主導型保育事業もこれにあたります。

(4)認定区分と家庭類型

①こどものための教育・保育給付認定の区分

国が示している給付支給要件（年齢と内閣府令で定める「保育の必要性」の認定）によって、３つの認定区分（１号認定、２号認定、３号認定）に分かれます。

また、認定区分によって、給付を受給できる施設・事業が異なります。

■ 認定区分

認定区分	支給要件
１号認定	満３歳以上の小学校就学前のこどもであって、２号認定のこども以外のもの
２号認定	満３歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
３号認定	満３歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

■ 利用可能施設

		1号認定	2号認定		3号認定
対象となるこども		3歳以上	3歳以上		3歳未満
		保育の必要性なし（幼児期の教育のみ）	保育の必要性あり		保育の必要性あり
			（教育ニーズあり）	（教育ニーズなし）	
利用可能施設	幼稚園				
	保育所				
	認定こども園				
	地域型保育事業				

②家庭類型

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量（見込み量）を把握するためには、１・２・３号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するかを想定することが必要です。そのため、アンケート調査結果を基に、対象となるこどもの父母の有無、就労状況からタイプＡ～Ｆの８種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と母親の就労意向を反映させた「潜在的な家庭類型」の種類ごとに算出します。

■ 家庭類型

<table>
<tr><th rowspan="2">父親＼母親</th><th rowspan="2">ひとり親</th><th rowspan="2">フルタイム就労（育児休業等含む）</th><th colspan="3">パートタイム就労（育児休業等含む）</th><th rowspan="2">現在は就労していない
就労したことがない</th></tr>
<tr><th>120時間以上</th><th>120時間未満
60時間以上</th><th>60時間未満</th></tr>
<tr><td colspan="2">ひとり親</td><td>タイプA</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">フルタイム就労（育児休業等含む）</td><td rowspan="4"></td><td>タイプB</td><td>タイプC</td><td>タイプC′</td><td rowspan="4">タイプD</td></tr>
<tr><td rowspan="3">パートタイム就労（育児休業等含む）</td><td>120時間以上</td><td>タイプC</td><td>タイプE</td><td rowspan="3">タイプE′</td></tr>
<tr><td>120時間未満
60時間以上</td><td rowspan="2">タイプC′</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>60時間未満</td></tr>
<tr><td colspan="2">現在は就労していない
就労したことがない</td><td colspan="3">タイプD</td><td>タイプF</td></tr>
</table>

区分	内容
タイプA	ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
タイプB	フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月120時間以上＋60時間～120時間の一部）
タイプC′	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月60時間未満＋60時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）家庭
タイプE	パートタイム共働き家庭 （就労時間：双方が月120時間以上＋60時間～120時間の一部）
タイプE′	パートタイム共働き家庭 （就労時間：いずれかが月60時間未満＋60時間～120時間の一部）
タイプF	無業の家庭（両親とも無職の家庭）
※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。	

2 こどもの推計人口

０歳から 11 歳の人口の推移・推計をみると、令和４年では 6,309 人でしたが以降年々減少していき、令和 11 年では 1,296 人減の 5,013 人となる見込みです。

■ 計画期間における年齢別推計人口

単位：人

	実績値			推計値				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
０歳	383	364	359	342	341	339	337	337
１歳	431	396	377	366	361	360	358	356
２歳	459	444	407	394	377	372	371	369
３歳	481	463	433	414	401	384	379	378
４歳	519	481	457	454	417	404	387	382
５歳	536	512	488	468	456	419	406	389
０歳～５歳	2,809	2,660	2,521	2,438	2,353	2,278	2,238	2,211
６歳	536	529	516	486	471	459	422	409
７歳	536	540	521	518	489	474	462	425
８歳	547	537	544	535	521	492	477	465
９歳	614	544	537	543	535	521	492	477
10 歳	621	620	545	543	549	541	527	498
11 歳	646	624	622	551	544	550	542	528
６歳～11 歳	3,500	3,394	3,285	3,176	3,109	3,037	2,922	2,802
合計	6,309	6,054	5,806	5,614	5,462	5,315	5,160	5,013

資料：令和４年～令和６年　住民基本台帳（各年９月 30 日時点）
令和７年～令和 11 年　コーホート変化率法より算出

3 幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保

(1)教育ニーズ　1号認定、2号認定(3歳以上児)

事 業 名： 幼稚園、認定こども園
事業概要：【幼稚園】　市内５か所：公立１か所、私立４か所
公立：犬山幼稚園
私立：光明幼稚園、光明第二幼稚園、杉の子幼稚園、名古屋経済大学附属市邨幼稚園
【認定こども園】　市内２か所：公立２か所
公立：羽黒南子ども未来園、楽田東子ども未来園
【特別利用保育】
園の定員に空きがある場合に限り、保護者が就労していなくても、障害のある児童は（３歳以上児のみ）入園することができるもの。

①利用実績

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値(量の見込み)	833	805	773	747	737
1号認定	628	607	583	563	556
2号認定(教育ニーズ)	205	198	190	184	181
②実績値					
1号認定					
2号認定(教育ニーズ)					
差(①－②)					

資料：***課（各年度４月１日現在）

●市内在住児童の利用実績と在園児割合

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園児数					
3～5歳児人口	1,603	1,550	1,546	1,495	1,428
在園児割合(%)					

資料：***課（各年度４月１日現在）

②確保方策

■量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
幼稚園					
認定こども園					
特別利用保育					
②見込み量					
1号認定					
2号認定(教育ニーズ)					
過不足(①－②)					
充足率(%)					

●市内在住児童の量の見込みと在園児割合

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
園児数					
3～5歳児人口	1,391	1,313	1,254	1,195	1,180
在園児割合(%)					

■提供体制と確保の考え方

○

○

(2)保育ニーズ　3号認定(0歳児)

事 業 名： 保育所、認定こども園（０歳児保育を実施している園）
事業概要：【保育所】市内６か所：公立４か所、私立２か所
公立：五郎丸子ども未来園、羽黒北子ども未来園、楽田子ども未来園、
楽田西子ども未来園
私立：白帝保育園、犬山さくら保育園
【認定こども園】市内１か所：公立１か所
公立：羽黒南子ども未来園

①利用実績

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値(量の見込み)	60	60	60	59	59
②実績値					
差(①－②)					

資料：***課（各年度４月１日現在）

●市内在住児童の利用実績と在園児割合

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園児数					
0 歳児人口	430	393	399	355	366
在園児割合(%)					

資料：***課（各年度４月１日現在）

②確保方策

■量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
②見込み量					
過不足(①－②)					
充足率(%)					

●市内在住児童の量の見込みと在園児割合

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
園児数					
0 歳児人口	343	341	337	335	333
在園児割合(%)					

■提供体制と確保の考え方

○

○

○

(3)保育ニーズ　3号認定(1･2歳児)

事 業 名： 保育所、認定こども園（１・２歳児保育を実施している園）
事業概要：【保育所】市内 13 か所：公立 11 か所、私立２か所
公立：五郎丸子ども未来園、上木子ども未来園、丸山子ども未来園（２歳児以上)、
橋爪子ども未来園、城東子ども未来園、城東第２子ども未来園
今井子ども未来園、羽黒子ども未来園、羽黒北子ども未来園
楽田子ども未来園、楽田西子ども未来園
私立：白帝保育園、犬山さくら保育園
【認定こども園】市内２か所：公立２か所
公立：羽黒南子ども未来園、楽田東子ども未来園

①利用実績

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値(量の見込み)	357	367	373	378	383
②実績値					
差(①－②)					

資料：***課（各年度４月１日現在）

●市内在住児童の利用実績と在園児割合

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園児数					
1･2歳児人口	946	947	902	860	800
在園児割合(%)					

資料：***課（各年度４月１日現在）

②確保方策

■量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
1歳児					
2歳児					
②見込み量					
1歳児					
2歳児					
過不足(①－②)					
充足率(%)					

●市内在住児童の量の見込みと在園児割合

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
園児数					
1･2歳児人口	758	745	743	737	731
在園児割合(%)					

■提供体制と確保の考え方

○

○

○

(4)保育ニーズ　2号認定(3歳以上)

事 業 名：　保育所、認定こども園（３歳以上児保育を実施している園）
事業概要：【保育所】保育所、認定こども園（３歳以上児保育を実施している園）
公立：保育所、認定こども園（３歳以上児保育を実施している園）
橋爪子ども未来園、城東子ども未来園、城東第２子ども未来園
今井子ども未来園、羽黒子ども未来園、羽黒北子ども未来園
楽田子ども未来園、楽田西子ども未来園
私立：白帝保育園
【認定こども園】市内２か所：公立２か所
公立：羽黒南子ども未来園、楽田東子ども未来園

①利用実績

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値(量の見込み)	739	714	686	663	654
②実績値					
差(①－②)					

資料：***課（各年度４月１日現在）

●市内在住児童の利用実績と在園児割合

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園児数					
3～5歳児人口	1,603	1,550	1,546	1,495	1,428
在園児割合(%)					

資料：***課（各年度４月１日現在）

②確保方策

■量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
②見込み量					
過不足(①－②)					
充足率(%)					

●市内在住児童の量の見込みと在園児割合

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
園児数					
3～5歳児人口	1,391	1,313	1,254	1,195	1,180
在園児割合(%)					

■提供体制と確保の考え方

○

○

○

4 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

(1)妊婦健康診査事業

担当：健康推進課

〇妊婦健康診査事業とは、母子の健康状態を定期的に確認するために行うもので、公費により14回分の補助を行っています。

〇利用実績の推移を見ると、母子健康手帳交付数の減少に伴い、妊婦健康診査の延べ利用者数も減少していますが、１人当たりの平均受診回数は増加しています。

■利用実績①

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
計画値(量の見込み)	439	429	421	412	403
実績値					

資料：***課

■利用実績②

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
母子手帳交付数(件)					
延べ利用者数(人)					
平均受診回数(回)					

資料：***課

■量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
②見込み量					
過不足(①－②)					

■提供体制と確保の考え方

〇

〇

〇

(2)乳児家庭全戸訪問事業(Baby に会いたいワン❣訪問)

担当：健康推進課

〇乳児家庭全戸訪問事業（愛称：Ｂａｂｙワン❣訪問）とは、保健師や助産師、看護師、子育て訪問支援員による生後４か月未満の乳児への全戸訪問、助産師による母乳育児に不安を持つ保護者に対する訪問を行う事業です。

〇利用実績の推移をみると、出生数の減少に伴い、対象世帯数は減少しています。訪問率は90%強で推移しており、平成30年度は97.1%となっています。

〇訪問率が100%とならない理由としては、里帰りや、途中転入者、低出生体重児での入院等があります。

■利用実績①

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
計画値(量の見込み)	448	439	429	421	412
実績値					

資料：***課

■利用実績②

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
対象世帯数(件)					
訪問世帯数(件)					
訪問率(%)					

資料：***課

■量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
②見込み量					
過不足(①－②)					

■提供体制と確保の考え方

〇

〇

〇

(3)養育支援訪問事業

担当：子育て支援課、健康推進課

〇養育支援訪問事業とは、安定した児童の養育を図るため、児童を養育することに支援が必要な家庭に保健師や助産師、子育て訪問支援員が訪問し、相談支援や育児指導などを行う事業です。

■利用実績

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
計画値(量の見込み)	89	89	89	89	89
実績値					

資料：***課

■量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
②見込み量					
過不足(①－②)					

■提供体制と確保の考え方

〇

〇

〇

(4)地域子育て支援拠点事業

担当：子育て支援課

〇地域子育て支援拠点事業とは、親子が自由に集まって過ごしたり、保育士に相談をしたり、子育ての情報を得たりする場で、「子育て支援センター」「つどいの広場」「子育て広場」と呼ばれています。

〇市内では、「犬山市子育て支援センター（東児童センター「さんにぃれ」内）」「橋爪子育て支援センター（橋爪子ども未来園内）」「さら・さくら　つどいの広場（犬山市民健康館内）」の３か所と、市内の児童センター５か所（子育て広場　ぽんぽこ）で、地域子育て支援拠点事業を実施しています。令和８年度からは、「（仮称）羽黒子育て支援センター（（仮称）新羽黒子ども未来園内）」を加えた９か所での実施を予定しています。

〇利用実績の減少については、３歳未満児の就園が進んだことによる児童数の減少等が考えられます。

〇平成30年度に東児童センターの改修を行い、未就園親子が集いやすい場所となったことで、支援センターの利用が増えています。

■利用実績

単位：人（延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
計画値(量の見込み)	34,380	33,336	32,148	30,996	29,844
実績値					

資料：***課

■量の見込みと確保の内容

単位：人（延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
②見込み量					
過不足(①－②)					

■提供体制と確保の考え方

〇

〇

〇

(5)延長保育事業(18 時以降利用児)

担当：子ども未来課

〇保育短時間（８時間）及び保育標準時間（11 時間まで）を超える保育ニーズに対応した事業で、市内すべての公立・私立保育所、公立認定こども園15か所で実施しています。

■利用実績

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
計画値(量の見込み)	186	181	176	171	168
実績値					

資料：***課

■量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
②見込み量					
過不足(①－②)					

■提供体制と確保の考え方

〇在園児対象であるため、現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです

〇保護者の就労状況に合わせ、適切に保育を実施するとともに、保育士の確保に努めます

（6）一時預かり事業

担当：子ども未来課

【幼稚園における在園児を対象とした預かり保育事業】

〇幼稚園の預かり保育とは、教育時間を超えて、園児を夕方まで預かる事業で、実施時期及び実施期間が園により異なります。

〇市内すべての公立・私立幼稚園５園で実施されています。

【保育所における一時預かり保育事業】

〇保育所の一時保育とは、未就園児で保護者の就労形態により育児が断続的に困難になる場合、あるいは未就園児で保護者の傷病等により緊急的及び一時的に保育が必要な場合、リフレッシュによる子育て支援などの保育ニーズに対応した事業です。

〇公立では２園、私立２園で実施されています。

■利用実績

単位：人（延べ人数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
幼稚園	計画値（量の見込み）	18,803	19,631	20,271	20,967	22,063
	実績値					
保育所	計画値（量の見込み）	2,055	2,004	1,943	1,890	1,592
	実績値					

資料：***課

■量の見込みと確保の内容

単位：人（延べ人数）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
幼稚園	①確保量					
	②見込み量					
	過不足(①－②)					
保育所	①確保量					
	②見込み量					
	過不足(①－②)					

■提供体制と確保の考え方

〇保護者が就労して幼稚園に通う家庭が増え、幼稚園の預かり保育が急増しています。幼児教育・保育の無償化に伴うニーズの変化に対応できる体制が必要です

〇幼稚園、保育園共に、利用者のニーズを的確に把握し、利用者サービス周知に努めるとともに、預かり保育体制の充実を図ります

(7)ファミリー・サポート・センター事業

担当：子育て支援課

〇ファミリー・サポート・センター事業とは、育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行いたい人を会員として組織化し、会員同士による相互援助活動を支援する事業です。

〇受付窓口は東児童センター「さんにぃれ」と子育て支援課内に設置しています。

〇利用実績の推移を見ると、活動状況は平成27年度から平成30年度にかけて年度にばらつきがあり年間平均約630件で、平成30年度は756件となっています。

■利用実績

単位：人（延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
計画値(量の見込み)	756	756	756	756	756
実績値					

資料：***課

■量の見込みと確保の内容

単位：人（延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
②見込み量					
過不足(①－②)					

■提供体制と確保の考え方

〇

〇

〇

(8)子育て短期支援事業

担当：子育て支援課

〇子育て短期支援事業は、「短期入所生活援助事業（ショートステイ）」と「夜間養護等事業（トワイライト）」があります。

〇ショートステイとは、保護者が病気などにより家庭で子どもを養育することが困難となった場合に一時的に子どもを保護及び養育する、宿泊を伴う一時預かりを行う事業です。

〇トワイライトとは、保護者が仕事等の理由により、平日の夜間または休日に家庭において子どもを養育することが困難となった場合等において、その子どもを保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

〇ショートステイ、トワイライトともに、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設に委託して実施しています。

■利用実績

単位：人（延べ人数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
ショートステイ	計画値（量の見込み）	q	q	q	q	q
	実績値					
トワイライト	計画値（量の見込み）	12	12	12	12	12
	実績値					

資料：***課

■量の見込みと確保の内容

単位：人（延べ人数）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ショートステイ	①確保量					
	②見込み量					
	過不足(①－②)					
トワイライト	①確保量					
	②見込み量					
	過不足(①－②)					

■提供体制と確保の考え方

〇

〇

〇

(9)放課後児童健全育成事業

担当：子育て支援課

〇放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）とは、保護者が仕事等の理由により昼間家庭にいない場合などに、支援員の下、小学生の授業後の生活の場を提供する事業です。

〇各地区の小学校や児童センター、公民館等において、市内全17か所で実施されています。

〇平成31年度より栗栖児童クラブを開設し、全小学校区で実施しています。

〇子どもの安全と保護者の安心できる児童クラブを運営するために、小学校と連携し、校内の余裕教室等を利用した放課後児童クラブの実施を進めています。

（平成30年度より東児童クラブが東小学校内、平成31年度より羽黒児童クラブが羽黒小学校内に移転。令和２年度より犬山北児童クラブが犬山北小学校内に、令和３年度より楽田児童クラブが楽田小学校に、令和４年度に犬山西クラブが犬山西小学校に移転予定。）

■利用実績

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	587	561	539	532	514
実績値					
犬山北					
犬山南					
犬山西					
城東					
今井					
東					
羽黒					
池野					
楽田					
栗栖					

資料：***課（各年度４月１日現在）

■量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
②見込み量					
小学 1 年生					
小学 2 年生					
小学 3 年生					
小学 4 年生					
小学 5 年生					
小学 6 年生					
過不足(①－②)					

【犬山北小学校区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
②見込み量					
過不足(①－②)					

【犬山南小学校区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
②見込み量					
過不足(①－②)					

【犬山西小学校区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
②見込み量					
過不足(①－②)					

【城東小学校区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
②見込み量					
過不足(①－②)					

【今井小学校区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
②見込み量					
過不足(①－②)					

【東小学校区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
②見込み量					
過不足(①－②)					

【羽黒小学校区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
②見込み量					
過不足(①－②)					

【池野小学校区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
②見込み量					
過不足(①－②)					

【楽田小学校区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
②見込み量					
過不足(①－②)					

【栗栖小学校区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
②見込み量					
過不足(①－②)					

■提供体制と確保の考え方

○

○

○

(10)病児・病後児保育事業

担当：子ども未来課

【病後児保育】

〇病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭での保育を行うことが困難な児童を保育所等施設等で預かる事業です。

実施場所：楽田西子ども未来園

【病児保育】

〇当面の症状の急変は認められないものの、病気の回覆期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭において看護できない場合の受け皿として、病院・保育所等の専用スペースで病児の児童を一時的に保育する事業です。

実施場所：総合犬山中央病院

■利用実績

単位：人（延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
計画値(量の見込み)	300	300	300	300	300
実績値					

資料：***課

■量の見込みと確保の内容

単位：人（延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
②見込み量					
過不足(①－②)					

■提供体制と確保の考え方

〇就労する保護者が増加する中、病児保育事業利用のニーズはかねてより高かったこと踏まえ、令和６年４月より総合犬山中央病院にて病児保育事業を開始

〇楽田西子ども未来園で実施している病児保育事業とともに、就労する保護者が安心して子どもを預けることができる環境整備を進めていく

(11)利用者支援事業

担当：子育て支援課

〇利用者支援事業とは、保護者の身近な場所において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や必要に応じた相談・助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

〇子育て支援課に窓口を設置し、子育ち応援隊として実施しています。

■利用実績

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
計画値(量の見込み)	2	2	2	2	2
実績値					

資料：***課

■量の見込みと確保の内容

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
②見込み量					
過不足(①－②)					

■提供体制と確保の考え方

〇

〇

〇

(12)実費徴収による補足給付事業

担当：子ども未来課

〇幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費が保護者の実費徴収となったことから、市内在住の３歳以上児で、年収360万円未満相当世帯及び第３子以降の子どもの給食費全額を免除とし、保育所、幼稚園、認定こども園に対して補助を行っています。

■利用実績

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
計画値(量の見込み)	120	120	120	120	120
実績値					

資料：***課

■量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
②見込み量					
過不足(①－②)					

■提供体制と確保の考え方

〇対象となる世帯の所得状況を把握し、施設と連携して適切な補助に努める

(13)妊婦等包括相談支援事業

担当：健康推進課

○2024（令和６）年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、妊婦に対し、面談等を通じて、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
こども家庭センター					
上記以外で業務委託					
②見込み量					
妊婦届出数(件)					
1組当たりの面接会数(回)					
面接実施合計回数(回)					
過不足(①－②)					

(14)産後ケア事業

担当：健康推進課

○2024（令和６）年の子ども・子育て支援法改正に伴い産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

○本市においては******

■量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量(延べ人数)					
②見込み量(延べ人数)					
過不足(①－②)					

(15)子育て世帯訪問支援事業

担当：子育て支援課

○2020（令和４）年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供等を行います。

■量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量(延べ人数)					
②見込み量(延べ人数)					
過不足(①－②)					

(16)児童育成支援拠点事業

担当：子育て支援課

○2020（令和４）年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行います。

○本市においては、本計画期間中の実施は予定していません。

○今後、事業の実施について検討していきます。

(17)親子関係形成支援事業

担当：子育て支援課

○2020（令和４）年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるためのペアレント・トレーニング等の実施や、参加者同士によるピアサポートを通じ、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

○本市においては、本計画期間中の実施は予定していません。

○今後、事業の実施について検討していきます。

(18)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

担当：子ども未来課

○全てのこどもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境整備することを目的として、就労要件を問わず、全ての子育て家庭に対して、月一定時間までの利用可能な中で、柔軟に保育施設を利用できる新たな通園給付を実施します。

利用対象児童：０歳６ケ月から満３歳未満

※現行制度での保育園入園にあたっては、就労要件として一定時間以上の就労時間が必要

■量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①確保量					
0歳児					
1歳児					
2歳児					
②見込み量					
0歳児					
1歳児					
2歳児					
過不足(①－②)					

■提供体制と確保の考え方

○国を含めた動き

・令和６年度　制度の本格実施を見据えた試行的事業として、一部の自治体で事業実施（給付時間数：月１０時間を上限）

・令和７年度　法律の地域子ども・子育て支援事業の１つとして位置づけ

・令和８年度　実質的な稼働全自治体で実施（ただし、経過措置あり）

○市町村における動き（事業実施は、公立保育所での実施を想定）

・全体としての提供料の確保と施設整備、給付化の施行

(19)多様な事業者の参入促進･能力活用事業

担当：子ども未来課

〇特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業です。

〇本市においては、本計画期間中の実施は予定していません。

〇今後、本事業の利用が必要と考えられる対象児童の動向やニーズを注視しながら、事業の実施について検討していきます。

第６章
計画の推進体制

第６章　計画の推進体制

１ 計画の推進

(1)推進体制の強化

子育て支援は、福祉・保健・医療・教育など多岐の分野に関わるものとなっています。本計画の推進にあたっては、市役所庁内関係部局との緊密な連絡・調整を行うとともに、関連計画との整合性を図り、より効果的に取り組みます。

(2)市民や地域との連携強化

多様化する市民ニーズにきめ細かく対応していくためには、保護者やＮＰＯなどの各種団体との関わりが重要となることから、連携と協力関係をこれまで以上に築いていきます。また、本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報やホームページなどを通じて周知し、地域の子育て支援に対する意識を高めます。

(3)広域調整や県との連携

幼稚園や保育所の広域利用、障害児への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制が必要な場合については、近隣自治体や県と連携・調整を図ります。

■ 連携・調整制のイメージ

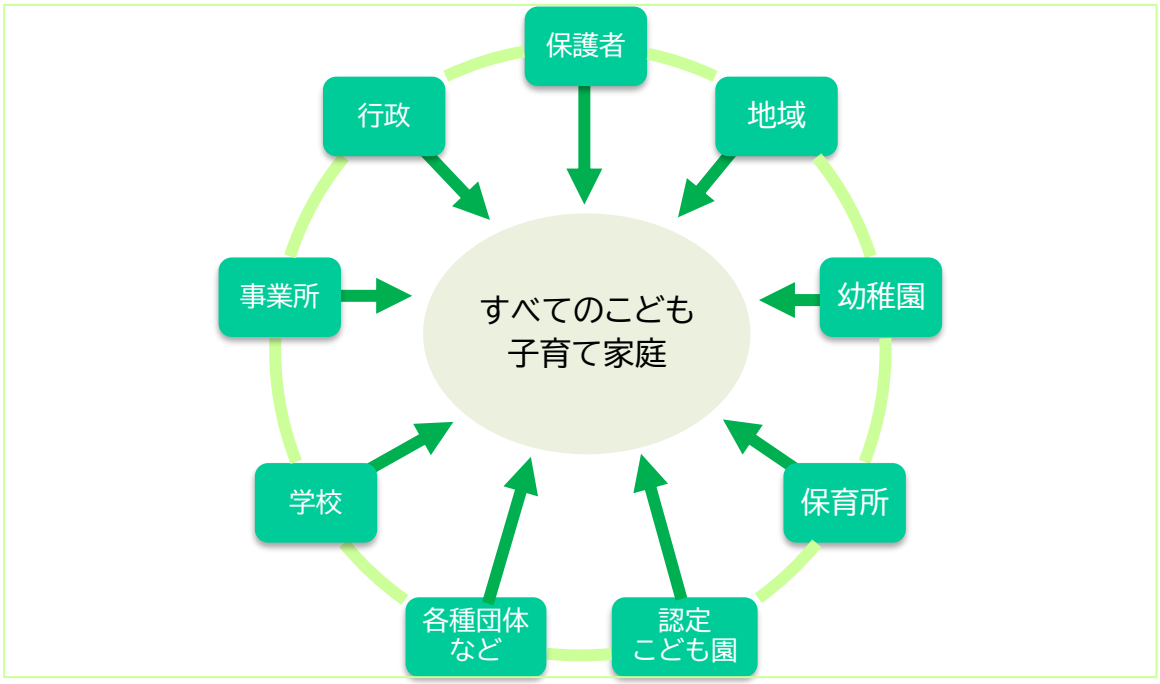

2 計画の進行管理と評価

(1)進行管理と評価体制の確立

計画の実効性を高めていくため、各施策や具体的な取り組みの進捗状況について中間年度にて点検・評価を行い、その結果を事業実施に反映します。

特に、量の見込みや確保の内容など、具体的な数値目標を設定した部分については、需要と供給の状況を定期的に確認し、必要に応じて計画の見直しを行うなど、柔軟な対応ができるようにします。

■ プランの推進体制

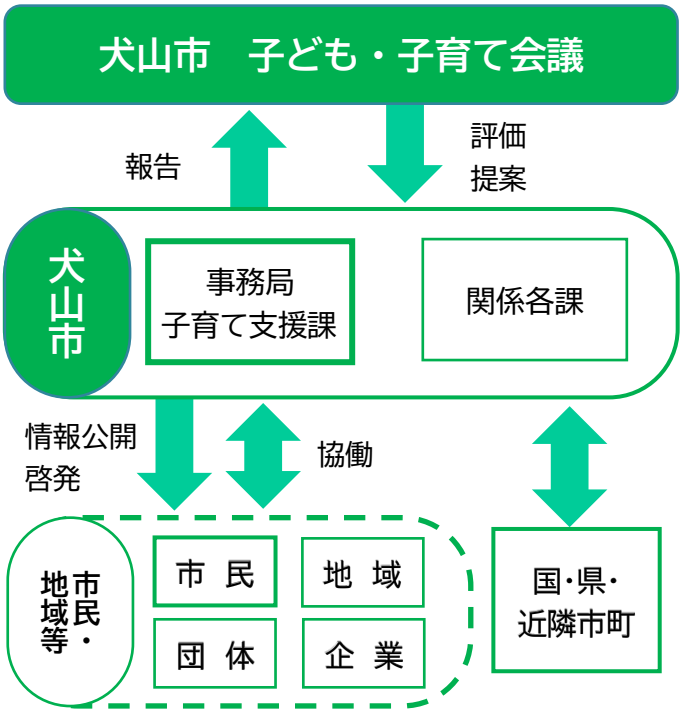

■ 計画の進捗評価のイメージ(PDCA サイクル)

参考資料

参考資料

1 犬山市子ども・子育て会議条例

（趣旨）

第1条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づく審議会として設置する犬山市子ども・子育て会議について、同条第3項の規定に基づき組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（設置）

第2条　法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するため、犬山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（組織）

第3条　子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2　子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

（1）　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（2）　子どもの保護者

（3）　福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者

（4）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（5）　市議会の議員

（6）　その他市長が必要と認める者

3　委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4　委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条　子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条　子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第6条　子ども・子育て会議は、専門的事項を調査審議する必要があるときは、部会を置くことができる。

（庶務）

第7条　子ども・子育て会議の庶務は、教育部子ども未来課において処理する。

（委任）

第8条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以下　省略

２ 犬山市子ども・子育て会議委員名簿

条例区分	職名等	氏名	備考
学識経験者	名古屋経済大学教授	関谷　みのぶ	委員長
	ユマニテク短期大学教授	橋村　晴美	副委員長
保護者代表	小中学校ＰＴＡ連合会代表	浅岡　正視	
	児童クラブ保護者代表	森　資子	
	子育てサークル代表	長谷川　朋子	
	私立保育園保護者代表	山田　麻美	
	公立保育園保護者代表	暮石　綾子	
	私立幼稚園保護者代表	猪野　伸子	
	公立幼稚園保護者代表	中西　芙美香	
福祉・保健・医療・教育	民生委員代表	布目　訓久	
	主任児童委員代表	新井　里恵	
	地域活動連絡協議会長	寺沢　有規	
	尾北医師会犬山支部代表	榊原　吉峰	
	小中学校長会代表	永濱　奈穂	
事業者	私立保育園長	岡田　正順	
	私立幼稚園長	澤田　禅	
	障がい児相談支援団体代表	木村　和美	
市議会	犬山市議会議員	大澤　秀教	
	犬山市議会議員	沼　靖子	
その他	犬山商工会議所副会頭	加藤　浩一	

3 策定経過

【令和５年度】

年月日	項目	内容
8 月 10 日	第１回子ども・子育て会議	・第３期犬山市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査について ・ヤングケアラー実態調査について ・子ども未来園整備事業について ・土曜保育の実施見直しについて ・犬山幼稚園の預かり保育について ・屋内型キッズスペースについて ・母子保健事業について
12 月 12 日 ～ 12 月 22 日	子ども・子育てに関する アンケート調査の実施	・就学前児童の保護者 対象者 840 人　回収率 51.5% ・小学生児童の保護者 対象者 909 人　回収率 87.0%
３月 27 日	第２回子ども・子育て会議	・第３期犬山市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査結果の報告について ・機構改革及びこども家庭センター設置について ・ヤングケアラー実態調査結果の報告について ・屋内型キッズスペースについて ・病児保育について

【令和６年度】

年月日	項目	内容
８月１日	第１回子ども・子育て会議	・第１期犬山市こども計画策定について ・アンケート結果について
11 月 21 日	第２回子ども・子育て会議	・ ・
●月●日	第３回子ども・子育て会議	・ ・

４ 用語解説

本編完成後作成

（仮称）第1期犬山市こども計画
「犬山市ひとり親家庭等自立促進計画」
「犬山市子どもの貧困対策改革」

発行日　令和７年３月

発行　犬山市

編集　犬山市　健康福祉部　子育て支援課

ＴＥＬ　0568-44-0322　ＦＡＸ　0568-44-0365